台北市日本工商會對台灣政府政策建言
台湾政府政策に対する台北市日本工商会の提言と要望

台北市日本工商会

2014年 白書

台北市日本工商会

目　　次（日本語版）

1．はじめに 1

2．主要なる政策提言 3

一．台湾国内の状況 …… 3

１．国内経済の改革 …… 3

２．政策決定プロセスの透明化・明確化 …… 3

３．魅力ある都市づくり、投資環境の実現 …… 4

４．優秀な人材の継続的な輩出 …… 4

二．台湾と日本との関係 …… 5

１．日台経済連携の強化、推進 …… 5

２．日台政府との対話継続、邦人居住環境整備 …… 5

三．台湾とアジア諸国との関係 …… 6

１．グローバル経済化への対応 …… 6

3．2013年提出の「白書」への対応総括 7

4．2014年「白書」要望事項一覧表 12

5．2014年要望事項 13

【1】自動車・二輪車業界振興策について …… 13

【2】電機電子部品業界について …… 18

【3】医薬制度について …… 26

【4】たばこ／酒／食品等の規制について …… 33

【5】建設工事関連について …… 35

【6】経理・税務・財務全般について …… 37

【7】知的財産権利について …… 45

【8】その他全般について …… 47

目　　次（中國語版）

1．前言 59

2．主要政策建議 61

一．台灣國內情形 …… 61

1．國內經濟改革 …… 61

2．決策流程透明化、明確化 …… 61

3．營造有吸引力的都市、投資環境 …… 62

4．持續培育優秀人才 …… 62

二．台日關係 …… 63

1．加強、推動台日經濟合作 …… 63

2．保持與日本政府間的對話、改善駐台日籍人士的居住環境 …… 63

三．台灣與亞洲各國的關係 …… 64

1．因應全球化經濟 …… 64

3．2013年「白皮書」之後續回應總結 65

4．2014年「白皮書」請求事項一覽表 69

5．2014年請求事項 70

【1】關於汽・機車產業之振興方案 …… 70

【2】關於電機電子零組件產業 …… 74

【3】關於醫藥制度 …… 81

【4】關於菸／酒／食品等之規定 …… 86

【5】關於建設工程相關事項 …… 89

【6】關於會計、稅務、財務等各事項 …… 90

【7】關於智慧財產權 …… 97

【8】其他 …… 99

台北市日本工商会

2014

台湾政府政策に対する台北市日本工商会の提言と要望

1．はじめに

台北市日本工商会の台湾政府に対する「白書」は、まず2008年の「要望書」に由来し、その後2009年10月に台北市日本工商会編成の最初の「白書」として提出してから本年で6年目となる。

当該白書は、台湾で活躍している日系企業が現状の問題点およびその改善策を台湾政府に対して指摘・要望するものであり、台北市日本工商会に属する日系企業（正式登録数約450社）が参加する15の各部会団体より要望案として提出してもらい、当該内容を吟味したのち正式なテーマとして台湾政府に提出している。

また、主要なる政策提言にも言及している。

前年の2013年の白書については、2013年11月8日に行政院経済建設委員会宛に提出し、その後の11月中旬に日本の政府関係機関等に対して直接当該白書の内容等を報告している。当該白書は毎年12月上旬に開催される日台政府間の経済貿易会議や経団連を窓口とする東亜経済人会議においても参考にされており、ますます注目を集めてきている。

ちなみに、2013年の白書のうちの主要なる政策提言については、1．台湾経済の早期回復と台湾企業の競争力強化、2．魅力ある投資環境の実現、3．ECFA後続協議の早期最終合意と他国・地域とのFTA締結、TPP推進、4．日本との経済連携強化、5．日本政府との対話継続、邦人居住環境整備、の5項目であった。

また、個別要望事項については41項目であったが、台湾政府の関係部署のご尽力と真摯な取り組みが評価結果に表われているように思われる。

本年の2014年の白書の概要については以下のとおりである。

主要なる政策提言部分については、3つの大きなテーマのもとで各々コメントしている。

一、台湾国内の状況

　１．国内経済の改革

　２．政策決定プロセスの透明化・明確化

　３．魅力ある都市づくり、投資環境の実現

　４．優秀な人材の継続的な輩出

二、台湾と日本との関係

　１．日台経済連携の強化、推進

　２．日本政府との対話継続、邦人居住環境整備

三、台湾とアジア諸国との関係

１．グローバル経済化への対応

個別要望事項部分については、今までの未解決内容を継続した23項目および新規24項目の合計47項目となっている。

台北市日本工商会としては、台湾政府の強力な指導のもとでのTPP加盟等の重要政策の早期実現、魅力ある都市づくりへの取り組み、高技術力を有するエンジニアなどの優秀な人材の確保、高齢化への対応などにつき、引き続き努力いただきたく思うとともに、日台間の租税取決め等の投資環境の整備、日台政府高官レベルでの協議ならびに日本人学校への継続的支援などについても考慮いただくことを願っている。

当該白書の正式な提出も既に6年目になってきたが、台湾政府側からも、「政府機能の効率化・改善は政府自身の大きなテーマであり、台北市日本工商会からの積極的な提言は大いに歓迎する」旨の力強い発言を頂戴している。これも長年にわたる日台の良好な関係による信頼および実績に基づくものである。民間レベルからの些細なことでも率直に言いたいことを提言できる仕組みがあることは、日台双方にとり意味のあることである。

昨今の激変する環境への対応を含め、今後日本と台湾の連携が新しい産業連関を生み、引き続き日台間の良好な関係を構築・維持できるよう、台北市日本工商会としてもさらなる努力をしていく所存である。

最後に、台湾政府の所轄担当部署との意思疎通をより密にすることにより、懸案事項を確実に解決することができるよう、今後ともご理解およびご協力をお願いする次第である。

台北市日本工商会
理事長　石塚　洋
2014年11月吉日

2．主要なる政策提言

一．台湾国内の状況

1．国内経済の改革

台湾経済は、これまで輸出主導型で発展してきたが、中国や東南アジア等の新興国の台頭に伴い、曲がり角に差し掛かっている。これからは、輸出だけでなく、海外からの投資や人材の呼び込みを経済発展の両輪に据えるような経済政策を期待する。

また、台湾経済自体がデフレ傾向にある中で、経済全体が成長していくような方向性を示すことが重要である。給与水準の停滞により物価が停滞し、それがさらに給与水準の停滞を招くという悪循環を打破するような政策が求められよう。

一方、個別産業に目を向けると、台湾の強みは、やはりモノ作りにあると考える。近年、政府が推進しているサービス業の発展も重要な課題であることには間違いないが、世界的に強みを有する台湾の製造業のさらなるレベルアップが重要な課題となる。具体的には、製品開発力や生産技術の向上等、新たなイノベーションを生み出していくような取り組みが求められよう。

また、農業改革も重要な課題である。日本では、農業の六次産業化等、高付加価値化が進められているが、規制緩和を含めて、こうした取り組みが台湾でも求められよう。飼料や種子、肥料等の周辺産業の発展も併せて必要になると思われる。

一方で、台湾は、これから急速に高齢化が進展する。高齢化社会の到来は、人材確保面のみならず、社会の安定化のためにも、早急な対応が求められる。一足先に高齢化社会を迎えた日本には、様々な経験、ノウハウがあり、こうした面での協力が期待される。特に、永続的な高齢化対応型社会の実現のためには、高齢化対応ビジネスの産業化が不可欠であり、老人介護やホーム事業等、現在は非営利団体しか認められていない分野への民間事業者参入といった規制緩和を期待する。

2．政策決定プロセスの透明化・明確化

昨今、台湾政府の重要政策であるECFAサービス貿易や自由経済モデル区等の立法化が遅れている。

この大きな理由として、台湾政府の政策決定までのプロセスにおいて、政策の内容およびそのメリットとデメリットならびにデメリットへの対応策等の国民に対する明確な説明が不足していると考えられる。

台湾政府の政策の推進力は非常に重要であることから、政策決定までのプロセスの透明化、明確化を強く求める次第である。

例えば、日本で実施されているような全国民が見てコメントできるようなパブリックコメント制度の導入、主要団体への丁寧な説明、毎日2回の内閣官房長官による記者会見の実施など、地道な取り組みも参考になるであろう。

3．魅力ある都市づくり、投資環境の実現

台湾は不動産価格の上昇や人口の郊外流出といった都市問題が深刻化しつつある。こうした都市問題は、台湾に進出しようとする日本企業にとってもコストの増加要因となり、進出に負の影響を与えることにもなりかねない。

特に都市問題が顕著な台北市においては、既存市街地の再開発や公有地の有効活用等を積極的に行い、高度利用等を推し進めることにより、都市の魅力度を上げるとともに、不動産の需給バランスを改善することを希望する。

また、電力や水、通信インフラ等の低廉かつ安定供給の継続も、投資環境として重要である。

これらの都市づくり、ユーティリティ整備は、日本の経験も十分に活かすことができる。例えば、日台連合によるスマートシティ整備等の取り組みが行われることを期待したい。

4．優秀な人材の継続的な輩出

台湾の大きな強みの1つとして、優秀な人材の集積が挙げられる。特に、高い技術力を有するエンジニアの集積は、日本企業を引き付ける大きな魅力となっている。

しかしながら、専業技術学校（専科）が大学に変更された後、こうした優秀なエンジニアの供給が少なくなってきている。台湾内には似たような大学が溢れ、専門技術人材を育成する場が減少してきているとともに、学生の理系離れも懸念される。

こうした状況への対応策として、改めて教育改革を行い、優秀なエンジニアが継続的に輩出されるような仕組み作りがなされることを希望する。

同時に、政府内での「知日人材」の充実にも期待したい。また、台湾大学文学院に新たに設置された日本研究センターが今後、台湾全土の日本研究と人材育成の中核拠点となることも大いに期待される。

二．台湾と日本との関係

1．日台経済連携の強化、推進

日本企業にとっての台湾進出目的は、台湾を市場として捉えることから、台湾企業と組んで第三国に進出するという形態へと変化している。これは、日本企業が国際展開する上での弱みであるコストの削減や日系企業以外への販路等を、台湾企業が有しており、有効な補完関係が築けるためである。近年、日本から台湾への投資件数が急増しているにも関わらず、投資金額が増えていない背景には、こうした目的の変化もあると考えられる。

これに伴い、日本企業による台湾企業への出資や、台湾企業による日本企業への出資、日台企業による合弁会社の設立など、日台間での資本面での結びつきも強まっている。

こうした動きをより促進する上でも、日台間のビジネス推進上の環境整備をより強力に推し進めることを期待したい。

日台間では、近年、数多くの協定が結ばれてきた。まずは、この動きを高く評価したい。

一方で、日台間の租税取決めやEPA締結等、さらなる環境整備を希望する。

2．日台政府との対話継続、邦人居住環境整備

日台双方での政府間レベルでの協議が継続していることを評価するとともに、今後のさらなる充実、ハイレベル協議の実施を期待する。

また、日本人学校への継続的な支援も希望する。

さらに、日本のアクティブシニアの台湾滞在をより促進するため、ロングステイビザの期間延長を希望する。ちなみに、日本側でも海外富裕層のロングステイを促す新たな戦略的動きが見られる。

三．台湾とアジア諸国との関係

１．グローバル経済化への対応

各国間のFTA締結、TPPやRCEP等、世界経済はグローバル化、ブロック化が急速に進んでおり、近年は特にアジアにおいてこうした動きが活発になっている。

こうした中で、今のタイミングを逃すと、台湾はアジアで孤立し、将来の持続的な経済発展に大きな障害が生じることが危惧されることから、他国とのFTA締結やTPP、RCEPへの加盟を急ぐことが求められる。特に中国偏重の経済構造から脱却し、東南アジア等の新興国も含めたバランスの良い経済連携体制を作り上げることを強く要望する。

また、台湾に進出する日本企業も、台湾内市場だけではなく、台湾を起点に他国間との輸出入や投資等を目的とするケースが増加している。こうしたことから、台湾がこのようなブロック経済化の動きに遅れることは、日本企業にとって台湾の魅力度が低下することになるため、早急な対応を期待したい。特に、現在の日本企業にとっての重要市場である東南アジア方面への拠点化を進める上でも、東南アジア諸国との経済連携は重要なポイントとなるであろう。

3．2013年提出の「白書」への対応総括

2013年11月8日に台北市日本工商会は、現下の課題としての主要なる政策提言5項目と各部会からの個別要望事項41項目を取りまとめた「白書」を行政院経済建設委員会宛に提出した。個別要望事項については、その後の台湾政府の回答や政策的対応を踏まえ、2014年5月末時点で進捗状況を以下のとおり評価した。

Ａ評価：回答に具体的進展があり、「実施済み」、「実施予定」の回答を頂き、早期の解決が見込まれる項目
Ｂ評価：回答に具体的進展がなく、「検討」、「審議中」とのことで、今後も継続検討が必要な項目
Ｃ評価：回答が「不可能」、「困難」、「未回答」等で、具体的進展がない項目

このたび（2013年）の評価結果は41項目中以下のとおりである。

Ａ評価：　8項目　　全体に占める比率　20％　　（2012年　16％）
Ｂ評価：21項目　　全体に占める比率　51％　　（2012年　32％）
Ｃ評価：12項目　　全体に占める比率　29％　　（2012年　52％）

Ａ評価項目については台湾政府の関係部署のご尽力によりほぼ解決が見られたことから、まずは御礼申し上げる。
Ａ評価項目は全体の20％であり、2012年の16％から増加している。
Ｂ評価項目は全体の51％であり、2012年の32％から増加している。
Ｃ評価項目は全体の29％であり、2012年の52％から減少している。

上記結果は次のような理由によるものと推測される。
Ａ評価項目については、5項目が継続案件であり、「継続は力なり」の結果であると思われる。
なお、他の3項目は新規案件であり、「台湾政府機能の効率化、改善は政府自身の大きなテーマであり、台北市日本工商会からの積極的な提言は大いに歓迎する」旨の力強い発言による真摯な取り組みの結果であると思われる。
Ｂ評価項目の増加については、台北市日本工商会が提出している要望事項はかなり専門的なケースが増えてきているため、解決に時間を要するのではないかと推測される。
Ｃ評価項目における減少についても、上記の真摯な取り組みの結果であると思われる。

ところで、毎年当該白書を通じて日本工商会所属企業の抱えるビジネス上の各種問題点が明確になり、それらの問題点の改善を要望することにより、台湾政府としても外資誘致のための外部環境改善に役立ち、さらには日台のビジネス連携がますます強化されることになるのではないかと思われる。

そこで、以前の未解決のケースについても各企業にとり重要性の高いものであると思われるため、2014年の白書においては、当該未解決の課題を整理するとともに、新たに提出された新規案件も含めて提出している。

台湾所轄政府機関の積極的な対応を是非お願いしたい。さらに、要望提出・回答のみではなく、提出後の台湾所轄政府機関の担当者との直接対話などによる意思疎通および早期解決を望む次第である。

A．2013年の要望に対し具体的進展があり、「実施済み」、「実施予定」の回答を頂き、早期の解決が見込まれる項目

大テーマ	番号	【要望事項テーマ】	2014年白書
【2】 電機電子部品業界について	5	「強制性能源（エネルギー）効率分級標示」について（継続案件）	
	8	「重複使用飲料容器　環保標章規格標準」について（継続案件）	継続提出
【4】 たばこ/酒/食品等の規則について	16	日本から輸入されるたばこ製品についての放射線検査義務の撤回について	
【5】 建設工事関連について	20	政府が関与するBOT案件にて争議発生の際の早期解決について（継続案件）	
【6】 経理・税務・財務全般について	27	外国人出向者の所得税課税 非加算項目の拡大について	
【8】 その他全般について	35	台北松山空港の出国手続後の保税エリアにおける喫煙スペースの設置について（継続案件）	
	37	2011年に発効した改正労働三法の早期見直しについて（継続案件）	
	38	ECFAの液晶関連部材の関税引き下げおよび原産地証明の基準の明確化について	

【計8項目】　　2014年白書継続提出項目：計1項目

B．2013 年の要望に対し具体的進展がなく、「検討」、「審議中」とのことで、今後も継続検討が必要な項目

大テーマ	番号	【要望事項テーマ】	2014年白書
【1】 自動車・二輪車業界振興策について	1	自動車スクラップインセンティブ（買い換え促進補助金制度）の導入について（継続案件）	継続提出
	2	国内自動車メーカーの競争力向上支援策について（継続案件）	
【2】 電機電子部品業界について	4	家電商品サービス部品の保有期間制限を法律で明確化することについて（継続案件）	
	6	「電鍋および電気ポットの環保標章規格標準」について（継続案件）	
	7	家電リサイクル（中型、小型）の制度についての展望（継続案件）	
【3】 医薬制度について	9	医療財源の適正使用（大きな薬価差の解消）について（継続案件）	継続提出
	12	日本での承認済み新薬に対する審査プロセス簡略化について（継続案件）	継続提出
	13	医療機器の薬事登録簡素化について（継続案件）	継続提出
【4】 たばこ/酒/食品等の規則について	14	たばこ税・健康税につき、増税を行う場合の定期的、合理的、予見可能な方策について（継続案件）	継続提出
	15	台湾での放射性物質の輸入検査の緩和等について（継続案件）	継続提出
	18	新たなたばこ規制を提案する際に行うべきたばこ業界への意見聴取について	継続提出
【5】 建設工事関連について	21	公共工事請負契約履行上の不公正な扱いの是正および早急かつ合理的な争議の解決について（継続案件）	継続提出

【6】 経理・税務・財務全般について	22	配当金等への軽減税率適用について（継続案件）	継続提出
	28	研修目的による日本派遣者に対する課税について	
【7】 知的財産権利について	30	台湾専利法における間接侵害制度の導入について（継続案件）	継続提出
	31	出演料、ロイヤリティ等の契約に関連する権利金の取得における台湾での税率の低減について	
【8】 その他全般について	32	日台間のAEO（優良企業貿易通関制度）相互承認について（継続案件）	
	34	インフラ投資（IPP事業）の大前提である法律・契約の遵守および一方的な法改正・契約改訂の要求の取りやめについて（継続案件）	継続提出
	36	台北松山空港の国際線到着ロビーより各駐車場までおよび駐車場自体の雨よけ等設備の設置について	
	39	勤務時間管理の柔軟運用化について	
	40	移民署のサービス向上について	継続提出

【計21項目】　　2014年白書継続提出項目：計12項目

C．2013 年の要望に対する回答が「不可能」、「困難」、「未回答」等で、具体的進展がない項目

大テーマ	番号	【要望事項テーマ】	2014年白書
【2】 電機電子部品業界について	3	チューナー内蔵のTVと家庭用モニターに別売りチューナーを設置した場合の税率（輸入関税＋貨物税）について（継続案件）	継続提出
【3】 医薬制度について	10	新薬導入の促進について（継続案件）	継続提出
	11	OTCモノグラフ（指示医薬品審査基準）の改訂について（継続案件）	継続提出

【4】 たばこ/酒/食品等の規則について	17	日本酒、焼酎、琉球泡盛などの酒類の関税率引き下げについて（継続案件）	継続提出
	19	非販売目的の米の輸出手続きの簡素化について	
【6】 経理・税務・財務全般について	23	未分配利益（いわゆる留保金）への営利事業所得税課税（いわゆる留保金課税）の外国企業に対する優遇措置について（継続案件）	
	24	新台幣（元）建大口与信規制の廃止または上限額の大幅引き上げについて（継続案件）	継続提出
	25	銀行法第33条の3に基づく専案プロジェクトの専案与信に定義される根拠法の変更、新設について（継続案件）	継続提出
	26	輸入取引に関連するコミッションの統一発票発行先について	継続提出
	29	1年間の滞在日数が90日を超える非居住者へのみなし所得課税の撤廃について	継続提出
【8】 その他全般について	33	外国人就労申請における初回に申請可能な最長期間の調整について（継続案件）	継続提出
	41	日本人ロングステイ受入れ促進について（継続案件）	継続提出

【計12項目】　　2014年白書継続提出項目：計10項目

4．2014年「白書」要望事項一覧表

大テーマ	番号	要望事項テーマ	提案部会	継続案件				
				13	12	11	10	08~09
【1】 自動車・二輪車業界振興策について	1	経済活性化、省エネ低炭素自動車スクラップインセンティブ（買い換え促進補助金制度）の導入について	自動車	○	○	○	○	○
	2	競争力向上のためのインセンティブ－アジア各国との比較に基づく提言	自動車					
	3	CO_2と燃費に関する管制法規は環境署と経済部の双方により二重に管制されていることについて	自動車					
	4	EV（電気自動車）およびPHV（充電式ハイブリッド車）向けの充電機能を具備する機械式駐車設備の設置者に対する政府助成制度について	一般機械					
【2】 電機電子部品業界について	5	チューナー内蔵のTVと家庭用モニターに別売りチューナーを設置した場合の税率（輸入関税＋貨物税）について	電機電子	○	○	○	○	○
	6	「商品免験辦法」の改定について	電機電子					
	7	「商品表示法」第9条第2項の「生産・製造商」の定義について	電機電子					
	8	各種の規定・規制等の検討会議への参加について	電機電子					
	9	「ステンレス食品容器具標示作業指引」について	電機電子					
	10	メモリーカードを記録媒体とするカムコーダーの関税および貨物税の撤廃について	電機電子					
	11	バッグ類の商品標示基準の制定による現在の不適当な基準の回避について	電機電子					
	12	リチウムイオン二次電池（セル）試験に関する製造メーカー発行のレポートの認可について	電機電子					
	13	「重複使用飲料容器　環保標章規格標準」について	電機電子	○	○			
【3】 医薬制度について	14	医療財源の適正使用（大きな薬価差の解消）について	医薬品	○	○	○	○	○
	15	新薬導入の促進について	医薬品	○	○	○	○	○
	16	OTCモノグラフ（指示医薬品審査基準）の改訂について	医薬品	○	○	○	○	○
	17	日本での承認済み新薬に対する審査プロセス簡略化について	医薬品	○	○	○		
	18	医療機器の薬事登録簡素化について	医薬品	○	○	○	○	○
【4】 たばこ／酒／食品等の規制について	19	たばこ税・健康税につき、増税を行う場合の定期的、合理的、予見可能な方策について	食料物資	○	○	○		
	20	日本産食品の輸入規制緩和について	食料物資	○	○	○		
	21	日本酒、焼酎、琉球泡盛などの酒類の関税率引き下げについて	運輸観光/食料物資	○	○	○	○	○
	22	たばこ政策の策定について	食料物資					
【5】 建設工事関連について	23	公共工事請負契約履行上の不公正な扱いの是正および早急かつ合理的な争議の解決について	商社	○	○			
【6】 経理・税務・財務全般について	24	配当金等への軽減税率適用について	金融財務	○	○	○	○	○
	25	新台幣（元）建大口与信規制の廃止または上限額の大幅引き上げについて	金融財務	○	○	○	○	
	26	銀行法第33条の3に基づく専案プロジェクトの専案与信に定義される根拠法の変更、新設について	金融財務	○	○	○	○	
	27	輸入取引に関連するコミッションの統一発票発行について	商社	○				
	28	1年間の滞在日数が90日を超える非居住者へのみなし所得課税の撤廃について	電機電子	○				
	29	利益配当に関する税制改訂の見直しについて	台中支部					
	30	語学研修を目的として台湾に派遣する研修員のスカラーシップの非課税扱いについて	商社					
	31	金利や配当等を日本から台湾へ送金する際、台湾で外国税額控除を受けるための手続きの簡素化について	商社					
	32	台湾関税法第63条の還付申請資格要件の緩和について	一般機械					
	33	所得税法第8条規定の中華民国源泉所得に係る認定原則について	商社					
【7】 知的財産権利について	34	台湾専利法における間接侵害制度の導入について	知財委員会	○	○	○	○	
	35	出演料、ロイヤリティ等の契約に関連する権利金の取得における台湾での税率の低減について	知財委員会	○				
	36	NCC無線認証取得後の即時情報公開について	知財委員会					
	37	アプリケーションおよびコンテンツのクーリングオフ制度について	知財委員会					
【8】 その他全般について	38	外国人就労申請における初回に申請可能な最長期間の調整について	電機電子	○	○			
	39	インフラ投資（IPP事業）の大前提である法律・契約の遵守および一方的な法改正・契約改訂の要求の取りやめについて	商社	○	○			
	40	職工福利金条例第2条第2項の修正について	電機電子					
	41	移民署のサービス向上について	電機電子	○				
	42	日本人ロングステイ受入れ促進について	商務広報委員会	○				
	43	語学研修員のビザの研修（停留）ビザから留学（居留）ビザへの切り替えについて	商社					
	44	外国人の労働基準法に基づく労働者退職金制度への強制加入に対する免除について	建設					
	45	機械式駐車設備（特に二段・三段・多段方式）における利用者等のピット内転落等防止のための安全基準の強化について	一般機械					
	46	民間事業による公共駐車場（時間貸し、月極め）の整備促進に対する建築規制の緩和について	建設					
	47	バリアフリー対応型機械式立体駐車設備の設置促進に関する法整備について	建設					

計　47　項目　・　継続　23　項目　・　新規　24　項目

5．2014年要望事項

【1】自動車・二輪車業界振興策について

テーマ１　経済活性化、省エネ低炭素自動車スクラップインセンティブ（買い換え促進補助金制度）の導入について（継続案件）

要望事項　《自動車買い換えアクション奨励方案》

◆廃車対象：15年（含む）以上の小型自動車（三期排ガス規制以前の2007年までの約110万台）

◆補助金：新規車両の貨物税を1台につき4万元軽減

◆実施期間：3年間

《買い換え規模の見積り》

◆刺激により3年間に増加する廃車は約30万台見込み（約110万台のうち、毎年10%の買い替え：約10万台/年×3年）

◆毎年廃車の増加が10万台規模になると、買い替え小型自動車も同様に10万台増加

◆まず1年間の施行期間を提案し、その後の実施効果により、継続的に実施するか否かを検討

補充説明　１．排ガス規制は、近年、大幅に規制が強化され、高年齢車と低年齢車との差が大きい。

台湾におけるガソリン車の二期～五期の排ガス規制比較は以下のとおりである。

（現行＝100で指数化）

	二期	三期	四期	五期
時期	~1998年12月	1999年~2007年	2008年~2012年9月	2012年10月~
保有台数比率（推定）	28% 約205.2万台	46% 約343.1万台	21% 約157.9万台	4% 約32.6万台
HC（炭化水素）	567 0.255g/km	344 0.155g/km	100 0.045g/km	151 0.068g/km
NOX（窒素酸化物）	886 0.62g/km	357 0.25g/km	100 0.07g/km	86 0.06g/km

2．三期排ガス規制以前の車齢15年以上の中古車は増加中である。

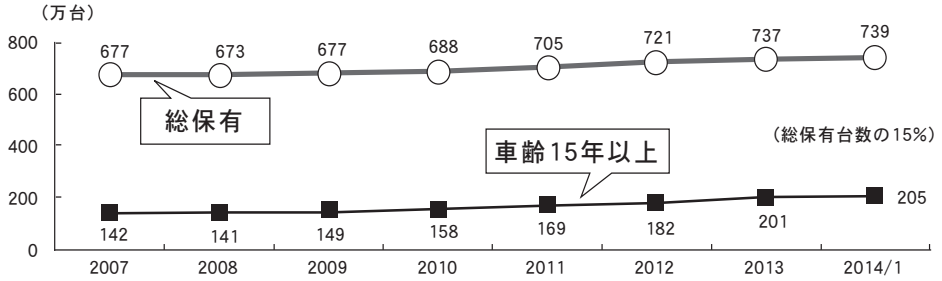

3．要望の合理性

①政府側より：

生産が増加し（毎年892億元、3年合計2,676億元）、経済成長（年度GDP、+0.591%）や就職増加に有利となり（年度1.5万人増、+0.14%）、省エネや炭素低減効果の達成が可能となる（3年間で炭素264万トンの低減）。

この方案は自償性（自己補償性質）政策であり、奨励方案により生まれる新車ニーズで国庫税収は増収となる（3年間で173億元増加）。

よって、政府にとっては百利あって1害無し。

②消費者側より：

消費者の実質的な車両購入にかかる負担が減少し、環境を汚染している高齢車両の淘汰が可能となり、さらに良質で健康的な生活環境を確保できる。

この方案も奨励の性質であるため、経済的には社会的弱者の消費者にとり、政府や業者の補助機会を利用して優良製品に買い替えることにより、生活の質を向上させることができ、交通安全にも貢献できる。

③産業側より：

自動車産業は牽引役工業であり、上下流産業まで極めて広い範囲にかかわっているため、自動車産業の繁栄は国の製造工業の発展に寄与することになる。

この方案により、自動車市場の内需を有効的に拡大し、国内経済の成長を促進し、国内の製造業の景気を上昇させ、雇用を安定させることができる。

④世界のトレンド：

国際市場でも各先進国は相次ぎ同じような高齢車買い替え方案を実施していることから、この方案は国際的にも各国に認められており、かつ、有効であるように見受けられる。

この方案は政府、消費者、産業、いずれもがウインーウインとなれる方案であり、国際的なトレンドとエコロジー低炭素に合致しており、将来への展望性があるため、台湾政府に対して高齢車の買い替え奨励方案の実施を検討して頂くことをお願いしたい。

（自動車部会）

テーマ２　競争力向上のためのインセンティブーアジア各国との比較に基づく提言

要望事項　▼現在、自動車産業は新興国の急激な台頭により、グローバルでの競争が一段と激しくなっており、生き残りのためにもコスト、規模、環境技術等の競争力の向上が重要性を増している。

▼アジア各国では、自国の競争力向上のため、CAFE規制や燃費規制などの環境規制（ムチ）に加えて、エコカーへの免税や低燃費車・HV車への優遇税制などのインセンティブ（アメ）施策を実行し、積極的な環境技術の発展を促している。

▼一方で、台湾はCO_2規制、燃費規制の導入（ムチ）は計画しているものの、環境技術を奨励するようなインセンティブが不足しており、量産規模のハンディキャップがあるにもかかわらず、タイなどに後れを取っている。

そこで、生産規模の小さい台湾で国際的な競争力を向上し、自動車メーカーが生き残るためにも、低燃費車やHV・EV車へのインセンティブ導入施策の検討をお願いしたい。

（ただし、原則としてメーカー側からの環境開発技術ノウハウの開示はしない）

補充説明　・政府施策による競争力向上のための4ステップについて

①規制（ムチ）：CO_2規制、燃費規制、未達成の場合の罰金・販売停止 等

②インセンティブ（アメ）：税優遇、研究開発支援、補助金 等

③競争力向上：自国生産車の環境対策向上とそれに伴う部品メーカーの育成

④輸出拡大：国際的な競争力の向上により、国内市場規模が小さくても輸出拡大により持続的に発展

なお、最終的な競争力向上のためにはメーカーに対してアメ（②)とムチ(①)必要であるが、台湾には②が不足している。

・技術ノウハウの開示について

ただし、中国のような技術情報の強制的な開示は原則として行わない。

台湾はタイ同様、民族系自動車メーカーに対する技術開発力の育成ニーズが低い。

〈図表１　事例　タイCO_2税制〉

現行 Excise Tax 制度（～2015年）				
E/G排気量	Excise Tax（単位：%）			
	E10[*1]	E20	E85	HV/EV
～2,000cc	30	25	22	10
2,001～2,500cc	35	30	27	
2,501～3,000cc	40	35	32	
3,000cc～	50	50	50	

[*1]バイオエタノールとガソリンを混合したもの。数字はエタノール混合率。
バイオエタノールはガソリンと比べて、CO_2排出量が少なく、かつタイでの自給率は高い。

新 Excise Tax 制度（2016年～）					
E/G排気量	**CO_2排出量（g/km）**	Excise Tax（単位：%）			
		E10/20	E85/NGV[*2]	HV	EV
～3,000cc	**～100**	30	25	10	10
	101～150			20	
	151～200	35	30	25	
	201～	40	35	30	
3,001cc～	**－**	50	50	50	

[*2] Natural Gas Vehicle（天然ガス自動車）

〈図表２　技術情報保護　各国比較〉

項目		台湾	タイ	中国
民族系自動車メーカー		一社	なし	多数
進出形態	自動車メーカー	資本規制 なし	資本規制 なし	資本規制 あり（50%）
	部品メーカー	資本規制 なし （合弁中心）	資本規制 なし （日系100%中心）	資本規制 なし （合弁中心） ⇒ローカル系拡大
技術情報を保護する力 【技術流出リスク】		強い 【小】	強い 【小】	弱い 【大】

中国：民族系メーカー育成のため技術情報の開示を強く要求
タイ：民族系自動車メーカー育成のニーズなし
⇨ 台湾は？

（自動車部会）

テーマ３　CO_2と燃費に関する管制法規は環境署と経済部の双方により二重に管制されていることについて

要望事項　１．現在の自動車産業界にとりもっとも注目されている議題の一つであるが、環境署が主管しているCO_2企業総量平均管制法規（CACE）は2013年12月13日に正式に公告されたが、これによると、各自動車メーカーが生産または輸入したすべてのモデルが排出している総量の平均値もしくは標準値に達しなければ、EUの規定を参考に、高額な罰金を科せられることになってしまう。

２．一方、経済部エネルギー局が主管している企業平均燃費管制法規（CAFE）のドラフトも出来上がり、公布を予定している。これにおいても当法規の標準値に符合しないモデルに対しては、販売禁止までの厳しい処分を規定している。

補充説明　周知のとおり、CO_2と燃費とは表裏一体であり、CACEとCAFEが同時に施行管制されると、不合格のメーカーは高額な罰金どころか倒産危機に陥る可能性もある。政府の政策は整合され一体化されるべきであり、監督官庁が各々独自の政策を実施すると、結果として企業の経営や国家の経済的発展に厳重な影響を及ぼし、さらには国際貿易上での紛糾さえも引き起こす可能性がある。

（自動車部会）

テーマ４　EV（電気自動車）およびPHV（充電式ハイブリッド車）向けの充電機能を具備する機械式駐車設備の設置者に対する政府助成制度について

要望事項　EV（電気自動車）およびPHV（充電式ハイブリッド車）向けの充電機能を具備する機械式駐車設備について、その設置者（施工主）に対する補助金等の政府助成制度の制定を要望する。

補充説明　CO_2排出量削減（低炭素社会）の実現に向けた取組みが世界的に展開されるなか、台湾においても自動車が排出するCO_2低減のためのEV普及に関する取組みがあると聞いている。

特にEVの普及には充電インフラの整備が必要不可欠であり、今後も都市部で増加が予想される機械式駐車設備の新設時に、充電機能付き設備の普及を促進することは充電インフラ整備上でも重要な施策であると考える。

近年、日本でもCO_2排出量削減に対してEVあるいはPHVが普及し始めており、それと平行して充電インフラの整備も推進されている。充電インフラの整備推進

に対しては、経済産業省の「次世代自動車充電インフラ整備推進事業補助金」制度等が制定されている。

ちなみに、日本の都市部では集合住宅に機械式駐車設備が設置されるケースが多く、夜間の駐車時間を活用した普通充電（100V）を行っている実績がある。

（一般機械部会）

【2】電機電子部品業界について

テーマ５　チューナー内蔵のTVと家庭用モニターに別売りチューナーを設置した場合の税率（輸入関税+貨物税）について（継続案件）

要望事項　2013年の白書にて要望した、チューナー内蔵のＴＶと家庭用モニターに別売りチューナーを設置または接続使用できる構造の場合の、税率（輸入関税＋貨物税）の取扱いの偏向の是正を引き続き要望する。

補充説明　【現在の税率】

	輸入関税	貨物税	合計	
① LCD/Plasma Color TV	10%	13%	23%	日本での輸入関税　0% （貨物税はなし）

（参考）

② LCD TV Monitor	0%	0%	0%	
③ Set top box	4.5%	0%	4.5%	

→「①」と「②＋③」は実質的に中身が同じであるにもかかわらず、かなりの差がある。

2009年の白書より継続して要望している案件であるが、改善されていない。

2013年の白書への回答においても現段階では処理しかねるとの回答であったため、今年度の白書にて再度要望するものである。

日本の輸入関税は、内蔵チューナー搭載TVは0%である。

また、上記「①」と「②＋③」の税率は同等であり、偏向はない。

2013年の白書に対する財政部（賦税署）の回答は、「⑴国内製品の競争力を適度に維持するために現段階では調整しない。⑵主要各国との関税を比較しても

台湾の関税率は同等である」、とのことであるが、日本の輸入関税は無税であり、また貨物税のような制度は存在せず、当該製品における日台の不平等貿易を維持するものである。

また、国内での日本、韓国メーカーとの競争を理由としているが、台湾の国内消費者が不利益を被ることを考慮していない。さらに、韓国は台湾を含む海外からのTV輸入時の関税を8%もかけているが、日本は上記のとおり0%であることも考慮すべきである。

以上の観点より検討いただきたい。

（電機電子部会）

テーマ６　「商品免験辦法」の改定について

要望事項　商品免験辦法の改定を要望する。

補充説明　商品免験辦法第4条および第8条において、展示用や開発検証用等のための同じ製品の非販売サンプルの輸入は1回5個まで許可しているが、6ヵ月以内の再度輸入は不可能である。

なお、それを超過する輸入については開発検証サンプルのみ事前届け出制にて輸入許可しているが、当辦法は対象も限定的で手続きも煩雑であり、台湾内の製造拠点としては不利益である。

具体的には海外開発/台湾生産の場合、開発拠点では試作評価、BSMI認証、販促展示、不良発生時の比較用基準サンプル等、製造・販売に関係する必要なサンプルが発生するが、現状ではこの輸入が制限され影響が出ている。

日本にはこのような非販売の輸入物品に対する輸入制限はない。

よって、台湾製造メーカーの競争力確保のためにも、制限事項の撤廃または条件緩和（回数、数量）を要望する。

（電機電子部会）

テーマ７　「商品表示法」第9条第2項の「生産・製造商」の定義について

要望事項　商品表示法第9条第2項において、商品には『生産・製造商』の名称、電話、住所を表示することが規定されているが、『生産・製造商』の定義を明確にし、各市政府、県政府の当該監督単位が本件に関わる統一見解を持って行政監督・指導されるよう調整をお願いしたい。

補充説明　日本では海外の子会社や協力会社で生産した製品に『製造商』として日本本社の社名、住所、電話番号を表示している。ところが台北市商業處としては、この場合には委託加工であれば海外の生産工場の名称、住所、電話番号を表示するか、または『製造商』を『委製廠商』に変更しなければならないという見解である。しかし下記に示す数々の経済部通達により、現在の『製造商：本社名＋本社住所＋本社電話』の表示は正しいものと判断する。

経済部からの公文書：

①経済部1996年7月24日付商第85212406号通達　→　『製造商』とはメーカー、もしくは相手先ブランド名製造（OEM）によるものであれば委託者をさしており……
②経済部1997年2月15日付商第86201107号通達　→　経済部1992年10月2日経(81）商第227088号通達の規定に基づき、OEMにより製造された製品の『製造商』の名称は、受託者の名称を表示するのではなく、委託者の名称を表示しなければならない。
③経済部1997年2月17日付商第86201539号通達　→　製造業者の名称に関する項目とは、メーカーの名称もしくは相手先ブランド名製造（OEM）によるものであれば委託者の名前を指している。
④経済部1997年9月8日付商第86216248号通達　→　その表示が義務付けられている『製造商』の名称および住所とは本社もしくは生産工場の名称及び住所でありこのいずれかを表示する。
⑤経済部1997年11月5日付商第86222480号通達　→　製造業者の名称に関する項目とは、メーカーの名称もしくは相手先ブランド名製造（OEM）によるものであれば委託者の名称を指している。
⑥経済部1998年9月28日付商第87223476号通達　→　「製造業者の名称」とは、当該製品に対して製造物責任を負う製造業者を指している。

商品表示法の本来の目的、趣旨は消費者の権利を守り保護することであると考えられるので、製造物責任を有し消費者に責任をもって対応できる本社を表示するべきであり、また台湾において販売とサービスに責任を持つ輸入商の名称、住所、電話も明記されているため、現状のままで全く問題ないものと考える。

経済部に対して、定義の明確化および各市政府、県政府の本件にかかわる統一見解の共有をお願いしたい。

（電機電子部会）

テーマ８　各種の規定・規制等の検討会議への参加について

要望事項　各種の規定・規制等の検討会議には、国内製造業者・団体だけではなく、関連する製品の輸入業者、加工製造業者も同時に最初から召集いただき、意見を述べさせていただきたい。

補充説明　最近、ステンレスの食品容器の商品表示に疑義があったため、政府機関とステンレス素材製造業者およびその他の関係者との間で検討会議が2回開催された。つまり、衛生福利部によるステンレス食品器具表示業者溝通会（2013年11月）と「ステンレス食品容器具標示作業指引」専家学者会議（2014年2月27日）である。しかし、輸入業者である工商会会員企業は後者には参加できたものの、前者には通知も無く参加できなかった。

もし輸入業者やステンレスを原材料とする加工製造業者も最初から常に討論に参加できれば、業界の事情や実際の市場状況をよりよく理解したうえで規定・規制を制定することができ、執行時に混乱を招くことが無く、より効果的な実施が可能となる。

商品表示法の本来の目的、趣旨は消費者の権利保護であり、商品表示に関わる問題は、国内製造業者のみならず台湾において販売とサービスに責任を持つ輸入業者も責任を負うため、関係するすべての企業に意見を述べる機会が与えられるべきである。

よって、各種の規定・規制等の検討会議に、関連する製品の輸入業者や加工製造業者が常に参加し意見を述べることができるよう、業界関係者の招聘や周知の連絡システムを構築していただきたい。

（電機電子部会）

テーマ９　「ステンレス食品容器具標示作業指引」について

要望事項　衛生福利部食品薬物管理署の「ステンレス食品容器具標示作業指引」では食品に接する部分のステンレスに直接の材質表示を求めているが、電気製品等は使用している部品が多く、小さな部品などに材料のタイプ名を表示することは困難である。そこで、部材に直接の表示を要求するのではなく、商品表示法の規定に従い、商品本体、個装箱、取扱説明書のいずれかに記載すればよいことにしていただきたい。

補充説明　このところ台湾国内にて食品安全に関わる問題が多発している。ステンレスの食品容器の商品表示についても疑義があり、昨年来政府機関とステンレス素材製

造業者およびその他の関係者の検討会議が開催された。会議では衛生福利部による「ステンレス食品容器具標示作業指引」が提示され、食品と接する部分に使用されるステンレス鋼材に直接「SUS304」等の表示をするよう求められている。しかし、鍋や弁当箱など構造の簡単な物であれば表示も可能であるが、電気製品など製品内部にステンレスを用いている商品などは、その部品に材料のタイプ名を表示しても、分解しない限りそれを確認することもできない。また、小さな部品などに材料のタイプ名を表示することは困難である。

そこで部材に直接の表示を要求するのではなく、商品表示法の規定に従い、商品本体、個装箱、取扱説明書のいずれかに記載すればよいことにしていただきたい。

（電機電子部会）

テーマ10　メモリーカードを記録媒体とするカムコーダーの関税および貨物税の撤廃について

要望事項　メモリーカードを記録媒体とするカムコーダーの関税および貨物税を撤廃していただきたい。

【現在の税率】	輸入関税	貨物税	合計	
① メモリーカードカムコーダー	5%	13%	18%	日本での輸入関税　0% （貨物税はなし）
② デジタルスチルカメラ	0%	0%	0%	
③ レンズ交換可能デジタルカメラ	0%	0%	0%	

参考：
→①は②および③と同様の機能を持ち、同様にメモリーカードを記録媒体としているにもかかわらず、①のみ高税率である。

補充説明　メモリーカードは電子機器のひとつであり、メモリーカードを記録媒体とするカムコーダーも電子機器であるにもかかわらず、電機機械として一般的な関税・貨物税を付加されている。

また、同様の機能を有するデジタルスチルカメラ、レンズ交換可能デジタルカメラの関税、貨物税がともに0%であるにもかかわらず、当該カムコーダーの輸入関税は5%、貨物税は13%であり、不合理である。

（電機電子部会）

テーマ11　バッグ類の商品標示基準の制定による現在の不適当な基準の回避について

要望事項　バッグ類の商品標示基準を制定し、現在の不適当な基準を回避していただきたい。

補充説明　商品の標示内容は「商品表示法」で規制されているが、バッグ類に特定した標示基準がなく、その他商品の標示基準に準拠する必要がある。しかしながら、以下の2点への対応が実質不可能である。

①海外で製造されたバッグについては、製造商と輸入商の名称と、製造商の住所、電話番号を記載する必要がある。代理生産の場合はその代理生産した企業の工場の情報を掲載しなければならない。

②製造年月日の明示が必要である。

まず①に関して、代理生産先の情報は企業の生産戦略に関わる重要な情報であり、消費者に開示できない。また消費者に対する性能・品質の責任は代理生産した工場ではなく、製造委託・販売した企業であるため、代理生産会社の情報を掲載しても意味はなく、逆に消費者に誤解を招くことになる。他国での規則は、製造商は製造委託した企業（代理生産先ではない）の名称のみ記載し、国内での消費者保護の責任を負うべき輸入商の情報を詳述し、住所・電話番号を記載することになっているのが通常である。

次に②に関して、バッグ類の製造は通常シリアル番号等による個体管理は行っておらず、「日」までの記録を取るのは不可能である。他国でのバッグ類の標示規則は「年、月」までが一般的である。

商品檢驗法を管轄する経済部は「検討中であり、現在は法規を順守すべし」としか返事がなく、検討の状況・進度が不明である。また、市中の商品を監督する各市政府の消費者保護官の判断・運用に統一感がなく、ある市では弾力的な施行を行い、また、ある市では法規を厳格に順守するよう口頭指導を行っている。

靴、服飾類では個別に表示基準があるため、バッグ類においても同様に個別の標示基準を早期に制定していただきたい。

（電機電子部会）

テーマ12　リチウムイオン二次電池（セル）試験に関する製造メーカー発行のレポートの認可について

要望事項　台湾では2014年5月1日より、3C製品用のリチウムイオン二次電池・充電器の販売にはBSMI認証取得が義務付けられたが、当該レポートに関してはTAF（財団法人全国認証基金会）の認可を得た試験機関が発行したレポートのみではなく、製造メーカー（ISO9001取得済）自らが発行したレポートも認めていただきたい。

補充説明　IEC62133 Ed.2は国際規格であり、当該国際規格においては製造メーカー（ISO9001取得済）自らが発行したレポートを認めており、CNS15364（102）第8.3.8項の輸送試験に関しては、当該国際規格に準拠している。

一方、このたびのBSMI認証取得においては、CNS15364（102）第8.3.8項の輸送試験に関しては台湾のTAFの認可を得た試験機関が発行したレポートしか認められていない。

そこで、もしCNS15364（102）第8.3.8項の輸送試験に関して台湾のTAFの認可を得た試験機関が発行したレポートを強制すると、現状、出荷前にメーカーにて同等基準・品質の輸送試験実施済みのセルを改めてTAF認可を得た試験機関にて検査することになり、その結果、検査が二重に行われることによる長期化（5～6カ月）により新製品の販売遅延等に基づく時間的・経済的弊害が大きくなる。

また、台湾の規制が、国際規格という世界標準から逸脱してしまうことにもなりかねない。

よって、当該国際規格に準拠した対応、つまり、CNS15364（102）第8.3.8項の輸送試験に関して製造メーカー（ISO9001取得済）自らが発行したレポートを、世界標準に合わせて認めていただきたい。

（電機電子部会）

テーマ13　「重複使用飲料容器　環保標章規格標準」について（継続案件）

要望事項　①「重複使用飲料容器　環保標章規格標準」の第7条「標示」の第2項は「製品の使用有効期限を表示するべき」と規定している。しかし、食品や薬品等には有効期限の表示は必要であるが、重複使用飲料容器においては消費者の使用方法

や状況により製品の使用有効期限は大きく変化し具体的に明示できないことから、この規定を削除していただくことを要望する。

②「重複使用飲料容器　環保標章規格標準」の第7条「標示」の第4項は「製品あるいは製品の包装上には『冷飲用飲料容器』あるいは『冷熱飲用飲料容器』および『可回収、低汚染』と表示する」と規定している。しかし、この規定は環境保護のためのエコマーク商品の申請規定であり、表示要求は環境保護についての内容と理解できることから、商品の性能・用途を表示強制する必要性がないと考えられるため、『可回収、低汚染』の表示規定だけを残し、性能・用途を意味する『冷飲用飲料容器』および『冷熱飲用飲料容器』の表記強制を削除改訂していただくことを要望する。

③行政院環境保護署環境保護産品申請審査作業規範の第4条第6項には、海外工場の生産品の場合は「当該国政府発行の未汚染証明書」の提出が必要であると記載されているが、工場が海外に所在する場合、外国の政府によっては「未汚染証明書」の発行制度がない場合もある。そのため、工場所在地の管轄団体（当地政府の委託機関）が発行した未汚染証明書や生産工場の自己宣言書にて当該国政府機関の認証と当該国における台湾政府在外機関の認証のある「非汚染証明書」の代替を認めていただくよう要望する。

補充説明　①台湾政府が環境標章商品を規格に基づき厳しく管理していることは理解できるが、製品によっては規格内容に不適切な部分もあるため改正していただきたい。重複使用飲料容器は元来有効使用期限の設定はなく、経済部の商品表示法第9条の第4項も「国暦あるいは西暦で製造日を表示する。ただし有効期限がある場合には、有効期日あるいは有効期間も加えて表示しなければならない」と規定している。例えば食品や薬品等なら賞味期限や有効期限を表示すべきだが、ステンレスの飲料容器では使用期限は明示できず、無理に記載すると逆に消費者から誤解を招く恐れがあるため製造日のみ表示している。このような理由から重複使用飲料容器には使用有効期限を表示することができない。ただし、企業責任として消費者保護のため消耗部品が使用されている場合には使用状況により消耗度に違いが出てくるので、消費者への注意を喚起するため取扱説明書に記載している。また、諸外国でも重複使用飲料容器の使用有効期限の表示義務はなく、国際社会の通例にも合致しないため、この規定を削除していただくことを要望する。

②洗濯機や冷蔵庫等他のカテゴリーの製品の表示内容は環境保護に関わる用語の

み表示規定しているが、重複使用飲料容器には製品の性能・用途（保温、保冷）に関する表示が規定されている。この性能・用途については既に経済部の商品表示法第10条の注意事項に含まれており、さらに重ねて「重複使用飲料容器　環保標章規格標準」の第7条「標示」の第4項に『冷飲用飲料容器』あるいは『冷熱飲用飲料容器』と記載する必要はないと考えられる。例えば環保標章表示内容は洗濯機では「節水」、「省能源」および「低汚染」、冷蔵庫では「省能源」および「低汚染」、エアコンでは「省能源」、「低噪音」および「低汚染」、充電電池では「低汚染および減少廃棄物」であり、また、重複使用充填物の包装あるいは容器では「容器之再利用」、木で作られたおもちゃでは「省資源、低汚染」などである。以上のように規格はすべて環境保護に関する用語でしか表示規定されていない。したがって『可回収、低汚染』の表示規定だけを残し、性能・用途を意味する『冷飲用飲料容器』および『冷熱飲用飲料容器』の表記強制を削除改訂していただくことを要望する。

（電機電子部会）

【3】医薬制度について

テーマ14　医療財源の適正使用（大きな薬価差の解消）について（継続案件）

要望事項　医薬分業のより積極的推進とその具体的な政策目標策定と開示を要望する。また、医薬分業にかかわる地域薬局等のインフラ整備や調剤料のインセンティブの確保などの公的財源に過剰な薬価差収益を個別医療機関から払い戻して充当するなど、薬価差解消策を含めた医療財源の適正使用を進めてほしい。また、DET（薬剤支出目標）における目標額の設定及び薬価調整方法の見直しを要望する。

補充説明　貴当局からは製薬企業間の価格競争が過剰な薬価差を生み出す原因であるとの指摘があり、その対策として「現行薬価調査作業および推進している薬剤費支出目標制は、薬価の定期的調整の仕組みを実現させ、薬価差を減少することができる」という説明がある。しかし、実状としては過去第7次まで繰り返された薬価調査の結果、薬価差は縮小していないことは明らかである。この結果が示す通り、繰り返しの薬価調整で売り手である製薬企業の薬価のみを引き下げる政策で薬価差を縮小することは不可能であるといえる。結果が伴わない以上、現行制度（DET下では毎年の薬価調整）の効果検証と問題の本質的な原因の究明をすることが医療財源の適正使用の推進と医療サービスの向上につながると考える。

医薬分業について：

貴当局の取り組みにより2012年の慢性病連続処方箋交付率が36%と軽微ながら増加傾向にあると聞いている。一方で、処方箋拠出枚数および地域薬局における調剤数等の数値的達成状況ならびに年度別の目標値についてはいまだ不明であるため、一般市民への啓発対応を含めた医薬分業推進策の具体的なロードマップを示す必要がある。

薬価差削減策について：

医療機関の収益構造上として、薬価差益が大きな比重をしめているという構造的かつ本質的な問題についても検討が必要であると考える。現状、薬価差益が医療機関の収益構造を支えているため、医療機関がバイイングパワーを発揮し、大きな薬価差益を得なければならない構造となっている。つまり、市場の競争原理に委ねるだけでは、医療財源の適正使用という観点は解決できない。医療機関が薬価差益を期待するマインドの是正、薬価差益を期待せずとも成り立つ診療報酬体系が必要であり、薬価差ではなく医薬品の有用性や品質をベースとした処方行動を推進することが、一般市民への医療サービスの向上と適正化に繋がる。この点についての具体的な政策の立案と実行を強く望んでいる。

DETでの薬価調整について：

①支出目標設定

この制度では、医薬品費用の成長目標の設定が重要となる。医薬品市場の成長率が一定である場合、成長目標が低ければ、薬価カット率はその分大きくなる。よって、成長目標設定の議論や調整カテゴリー別のカット率は透明性をもって行うべきである。現に2014年のDET値（1,425.7億元）は2013年の実績値（1,436.7億元）を下回っており実質マイナス成長が成長目標値として設定されている。薬価差益による過剰投薬等の根本的な支出コントロールを推進すべきであり、革新的新薬の導入意欲を阻害したり、患者ニーズを損なうような施策は見直すべきである。従って、少なくとも前年の実績値をベースラインとした支出目標の設定を行っていただきたい。

② 薬価調整カテゴリーについて

Category 3Aについては、R-zoneが設定されていないが、理由は不明である。2014年に実施される薬価調整の実に60%はこのカテゴリーであり、その

うちオリジナル品の薬価調整比率は72%と非常に大きい。R-zoneがないことにより、特許切れオリジナル品だけ過度の薬価調整を受けているといわざるを得ず、是正する必要がある。

台湾の国際競争力は近年低下傾向にあり民間直接投資も減少している現状において、マクロ的視点に立ち、安定した雇用状況を維持するとともに革新的な医薬品への患者アクセスを保証するためにも、日系を含めた外資系医薬品企業が市場撤退および事業縮小といった窮地に陥らないような投資環境育成策としての薬価行政を切に望むものである。

日本も過去には薬価差が大きかったが、医薬分業の推進を通じて薬剤の適正使用を図ってきたことにより、今ではかなり少なくなっている。また、ジェネリック薬品の薬価がオリジナル薬品の薬価と同等、あるいはより高く設定されることは他国では例がない。そもそもジェネリック薬品の役割は安いことにより健保財政負担を軽減できることにあるのであって、ジェネリック薬品の薬価を逆に高く設定することは、薬価差拡大を誘導することに他ならず、健保財政負担も全く軽減できない。

（医薬品部会）

テーマ15　新薬導入の促進について（継続案件）

要望事項　カテゴリー1（革新的新薬）の基準が厳しくほとんどの新薬はカテゴリー2以下であり、承認薬価レベルは参照10ヵ国中位薬価の50%強と国際標準薬価との乖離が大きい。この状況は台湾への新薬導入の阻害要因であり患者の新薬アクセスを遅延させる可能性がある。台湾に導入される新薬の国際的な標準薬価との乖離を是正するため新薬薬価算定基準の改善を要望する。

PBRS導入により新薬薬価承認までに要する時間は遅延傾向にある。また、PBRSのメンバー構成を見ると医療機関の代表が多く、患者ニーズではなく総額予算制による医療機関経営上の観点から高薬価の新薬は承認されにくくなっている。薬価承認の所要時間の制度化（短縮化）、PBRS開催頻度の見直し（増加）、患者ニーズをベースとした審議方法の検討を含めた薬価算定スケジュール遅延の回避策の実行を要望する。

補充説明　革新的新薬に対しては参照10ヵ国の中位薬価とすることで国際標準薬価並みの薬価設定が可能な制度となっているが、革新的新薬の基準が厳しくほとんどの新薬薬価は10ヵ国中位薬価の50%強と国際標準薬価との乖離が非常に大きい現状は改善されていない。特に86%の新薬薬価算定に適用されている国際薬価比較法においては参照薬の台湾薬価が度重なる薬価調整で既に大幅に引き下げられており、国際標準薬価と大きく乖離しているケースも多く10ヵ国の最低薬価を下回るケースも見受けられる。近年中国をはじめとする近隣諸国において台湾薬価を参照する流れもあり、現状通りであれば製薬企業として台湾への新薬導入投資環境は格段に厳しくなることが予想され、医師の薬剤選択の幅を狭めるとともに薬剤アクセスにおいても国際的に乖離が起こることで台湾民衆への不利益となることが懸念される。

薬価収載スケジュールについて「Approval Letter」により薬価申請が可能となり審査スタート時点が前倒しになってはいるが、PVAおよびPBRSの導入による審査時間の延長によってその効果が相殺されることを危惧している。申請から収載までの時間を明確にした上で制度化することで実質的に非関税障壁化している現行制度を是正すべきである。2012年の新薬薬価承認までに要した時間は約300日であったのに対し2013年は475日を要している試算がある。日本では60日（最長90日）で償還薬価が決定することを制度化している。

PBRSについては医薬品の審議・報告は隔月開催とのことであるが、新薬薬価算定スピードを短縮し患者アクセスに寄与する方向性とは逆行している。行政努力によりPBRSはBDC同様毎月開催とし、新薬算定スケジュールをこれ以上遅延させない対応が不可欠と考える。また、PBRSの構成メンバーは医療機関からの代表が多く、総額予算制の圧力もあり新薬の薬価申請を否決するケースも出ており、患者の新薬アクセスおよび新薬開発企業の新薬導入意欲を著しく阻害している。

ちなみに、日本では新薬のパテント期間中は薬価を維持するという新薬導入促進策を開始している。

（医薬品部会）

テーマ16　OTCモノグラフ（指示医薬品審査基準）の改訂について（継続案件）

要望事項

・2000年以降順次改訂している努力には敬意を表するが、しかし、いまだに規制成分や成分量規制が多く、日本や欧米での既販売品を輸入販売できないため、さらなる改訂を要望する。

・RX-OTC Switch成分を適正量含んだOTC製品についても改訂に盛り込むなど2013年白書の台湾政府回答中に記載されている日本側の資料などを参考にして現行の「指示医薬品審査基準」の改正を進めていただきたい。

補充説明

・OTCモノグラフの見直しはされているが、収載されている成分・処方の組み合わせは絶対的に足りていないのが現状である。このためOTCの新薬はなかなか開発/承認されず、OTC市場は既に飽和状態となっている。昨今、全民健康保険支出超過が問題となっており、健康保険の財政を圧迫していることは明白である。OTCモノグラフの許容成分/処方の組み合わせの拡大はSelf medicationの拡大を促し、結果としては全民健康保険財政の適正化にもつながることから、ぜひとも積極的な改訂を進めていただきたい。

　そのためにはまず台日双方のOTCを理解する必要がある。今年の第2回日台医薬交流会議でOTCも議題として取り上げていく方向を考えており、日薬連、日本OTC協会が来台した際にも、その旨を伝えている。今後台湾医薬品部会としては、日本サイド（日薬連、日本OTC協会、製薬協）とともに協力し、厚生労働省も交え、議論を進める考えである。

・選択肢の多さから、一般市民が日本での旅行の際に多くの日本製品を購入して帰国しているのが実情。また、現在でも、台湾にも同じ製品がないか問い合わせが日系会社にきている。

・台湾のOTCモノグラフは拡大しているが、それでもまだ日本の半分にも達していない。

・例えば眼科領域ではサルファ剤を使用できないため、目に細菌性の炎症があった時点で医療機関への受診となる。日本では薬局で購入しSelf medicationが可能である。

・日本にて普通感冒罹患の際、痰と炎症がある際は、Rx-OTC Switch規範にそった去痰剤と塩化リゾチーム入り感冒剤をOTCとして購入し、Self medicationできるが、台湾では医療機関での受診となる。

・上記例により、一般市民の医療機関での受診が増加し、一日当たりの外来が1

万人を越える大病院が10施設になるなど医療費増大につながっていると推測できる。

・日本の非処方箋薬医薬品審査基準（OTCモノグラフ）他、日本の制度の説明資料は必要に応じて提出していきたい。

・医療用医薬品の医薬分業調剤薬局推進等と併せて、一般市民にSelf medicationの考え方を啓発していくことを提案する次第である。

（医薬品部会）

テーマ17　日本での承認済み新薬に対する審査プロセス簡略化について（継続案件）

要望事項　新薬へのアクセシビリティーを向上させるための台湾当局の取り組みの一環として2011年3月に公告された「新薬査験登記精簡審査程序」は、審査期間短縮の観点から評価されるが、FDAおよびEMA承認済みの新薬という条件付きで、日本がその対象に含まれていない。

日本は欧米と並んで先進10カ国の一つであり、ICHの一角でもある新薬開発国の日本もその対象に含めていただき、2013年11月5日に締結された日台薬事MOUの枠組みにおいて当該課題の早急な解決をお願いしたい。

補充説明　2011年3月1日付の行政院衛生署公告「新薬査験登記精簡審査程序」において、米国FDAおよび欧州EMAから承認を既に取得している新薬については、既に先進国における諸規定を満たしていることが証明されているため、台湾での新薬審査プロセスを簡略化し、審査期間を短縮することが決められている。

「審査期間の短縮」は、新薬へのアクセシビリティーを高める上で非常に重要な要素であるが、当該公告においては、FDAおよびEMAで承認された新薬のみが対象であり、先進10カ国の一つ、かつ、ICH3極の一つでもある「日本で承認された新薬」は対象とされておらず、その理由も不明である。

今後「審査期間の短縮」への取り組みをさらに進めるにあたって、段階的な対象国拡大として、「日本で承認された新薬」も対象とすることを検討いただきたい。

日本はICHの構成メンバー国であり、2014年7月1日をもってPIC/Sメンバー国となっている。

（医薬品部会）

テーマ18　医療機器の薬事登録簡素化について（継続案件）

要望事項　医療機器の薬事登録簡素化について

⑴自由販売証明書（FSC）の要件緩和

①非OEM（相手先ブランド製造）品のFSC発行受け入れ国の拡大を要望

②OEM品の委託、受託関係の証明方法の拡大を要望

⑵QSD（Quality system documentation：生産工場登録）簡素化

欧米並みの簡素化登録の適用

補充説明　⑴自由販売証明書（FSC）の要件緩和

①非OEM品

原産国での製造販売承認がない場合、台湾当局はEUあるいは米国の最高衛生部門が発行する自由販売証明書（FSC）で登録申請ができるとしているが、日本の医療器材企業の多くはアジア諸国を原産国とし日本で発売しているケースがある。この場合には、台湾では登録申請が行えない。よって、FSC発行国としてEU、米国に日本を追加していただきたい。

②OEM品

台湾当局は自由販売証明書（FSC）に委託企業、受託企業の双方の関係を明記することを要求しているが、日本の最高衛生部門の自由販売証明書にはOEMの委託と受託の関係が明記されない。そこで、当事者間の契約書等の写しを添付することにより双方の関係を証明できるというような代替措置を設定していただきたい。

⑵QSD簡素化

日本にある医療器材工場に対する台湾当局のQSDの要求項目は欧米企業に比べて膨大な量であり、その要求を満たすため日本企業は膨大な時間と費用を費やしている。日本にある医療器材工場の基準は欧米にある医療器材工場のそれと何ら遜色は無いということは衆目の事実である。従って日本にある工場についても欧米と同じように簡素化登録を適用していただきたい。

上記の問題は日台両国の薬事登録業務にとり何ら利益をもたらすものではなく、むしろ非関税障壁として両国に不利益をもたらしている。

（医薬品部会）

【4】たばこ/酒/食品等の規制について

テーマ19　たばこ税・健康税につき、増税を行う場合の定期的、合理的、予見可能な方策について（継続案件）

要望事項　違法たばこ製品の市場への流入を防ぐため、たばこ税・健康税ついて増税を行う場合、定期的、合理的かつ緩やかな、予見可能である方策をお願いしたい。

補充説明　透明性の高い税制は、違法製品による正規製品市場の阻害を防ぐだけでなく、政府の健康政策・歳入目的を達成することができる。

しかし、急激なたばこ製品価格の上昇は、違法製品取引を助長する。2014年2月の定例National Security Meetingにおいて、Premier Jiang Yi-huah氏は、「急激なたばこ税および健康税の増税後には、たばこ密輸の増加が懸念される」と示唆している。定期的、合理的かつ緩やかで、予見可能であるたばこ税政策が実行されなければ、合法的なビジネスのための投資環境を破壊するだけでなく、その維持・管理も困難になると予想される。台湾たばこ協会が行った違法取引に関する大規模調査結果によれば、違法品取引により、国庫署の歳入に約16億元のロスを生じさせていると推定される。

2013年白書に対する衛生署の回答については、台北市日本工商会の意見に傾聴いただいていると考えられる。しかしながら、一方で現行の健康税を2倍にするとの提案が立法院に提出され審議されている。これにつき衛生署は、たばこ税増税による違法品増加の可能性を認識しているものの、法の執行強化により軽減できるとの考えであり、これは衛生署の管轄ではないとの立場を取っている。

（食料物資部会）

テーマ20　日本産食品の輸入規制緩和について（継続案件）

要望事項　日本産食品の輸入規制緩和をお願いしたい。

すべての食品が輸入停止となっている5県について、早急に規制緩和をお願いしたい。

また、5県以外の食品の輸入時検査について、検査方法の簡易化などにより迅速な輸入手続きが可能となるようお願いしたい。

補充説明　福島第一原発事故に伴い、2011年3月26日より台湾で実施されている輸入規制措置においては、福島、茨城、栃木、群馬および千葉県産のすべての食品が輸入停止となっており、世界的に見ても非常に厳しい規制措置が継続されている。

また、その他の地域の食品は、食品の種類に応じて全ロット検査やサンプル検査が実施されており、品目によっては鮮度低下等の影響がある。

日本の原発事故後の食品の安全については、台湾側に対し、日本政府より迅速・正確な情報の提供に努めていると聞いている。また、汚染水漏れに関しても、日本政府より各国に対して迅速な情報提供が行われていると認識しており、国際原子力機関（IAEA）においても、外洋における公衆の安全や一般の食料供給は、適切にモニタリングされ、迅速な対応がとられており、食料供給ネットワークは引き続き安全に管理されているとの評価がなされている。

また、2014年1月に豪州が規制を撤廃するなど、世界的にも規制緩和の方向となっている。

（食料物資部会）

テーマ21　日本酒、焼酎、琉球泡盛などの酒類の関税率引き下げについて（継続案件）

要望事項　ウイスキー（関税率“零”）、ビール（同“零”）、ワイン（同“10%”）などの酒と比べ、日本酒、焼酎、琉球泡盛の関税率は40％と特に高い。

よって、台湾にて合理的な価格で提供できるよう、日本酒、焼酎、琉球泡盛の関税率の大幅な引き下げを要望する。

補充説明　台湾の酒造メーカーによる酒の需要者と日本の日本酒、焼酎、琉球泡盛の需要者は異なっているため、競合しない。

それどころか、関税率が下がることにより、安くておいしい日本酒、焼酎、琉球泡盛が台湾市場をにぎわすことになれば、酒それ自体の需要が伸び、結果として酒市場全体が拡大することになる。

また、日本酒、焼酎、琉球泡盛は、日本料理に合うことはもちろんであるが、中華料理などとも十分に共演できるため、台湾の食文化にも貢献できる。

さらに、売上が伸びれば、税収の面からも、たとえ関税が減少したとしても、営業税（消費税）および営利事業所得税（法人税）が増加し、結果として全体としての税収の増加も期待できる。

そこで、日台の経済・民間レベルでの交流にもつながる日本酒、焼酎、琉球泡盛の関税率の大幅な引き下げを、早急に対応いただきたい。

（運輸観光サービス部会／食料物資部会）

テーマ22　たばこ政策の策定について

要望事項　たばこ政策の策定については、台湾としての国益同様、法律で認められたたばこ業界の権利も考慮した上で、国際貿易協定を遵守したバランスのよい効果的なものとしていただきたい。

補充説明　店頭陳列禁止、プレーンパッケージ（ブランドロゴ、色等、パッケージデザインの使用を一切禁止したパッケージ）および添加物禁止を含んだ法案が、現在、立法院へ提出されている。前述の規制は、台湾が守るべき国際貿易協定に抵触するものであること、また、合法的に行われているたばこ事業にネガティブな影響を起こす可能性について懸念している。

現状、オーストラリア1国だけが、プレーンパッケージ規制を実施している。しかしながら、この規制の実施により、青少年の喫煙率が下がったという科学的な証拠は存在していない。ウクライナ、キューバ、ドミニカ、ホンデュラス、インドネシアの5カ国が、オーストラリアのプレーンパッケージ規制は、WTOのTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）、TBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）の双方に違反するという理由で、WTO紛争解決機関へ提訴している状況にある。また、これに加えて、オーストラリアは、香港との投資協定に基づき香港の投資家から提訴されている状況にある。

添加物規制についても、国際貿易上の問題がある。アメリカにおいては「食品、医薬、化粧品法」が成立し、添加物を使用したたばこの販売が禁止された。これにより、丁子入りたばこの販売が禁止され、その輸出元となっていたインドネシアは、「食品、医薬、化粧品法」はTBT協定に違反しているということで、アメリカをWTOへ提訴した。結果としてアメリカは敗訴し、インドネシアへ2億米ドルを補償することとなった。

（食料物資部会）

【5】建設工事関連について

テーマ23　公共工事請負契約履行上の不公正な扱いの是正および早急かつ合理的な争議の解決について（継続案件）

要望事項　台湾政府機関が施工主となる公共工事請負案件における契約条件において、争議が発生しやすい追加契約、工期延長、争議解決に関わる条項については施工主

と契約者の合理的な立場が確保されたFIDIC（国際コンサルティング・エンジニアリング連盟）の工事調達契約規範の精神に基づき、契約履行中に争議が発生しない仕組み、発生した争議を当事者間で迅速かつ合理的に解決し処理する仕組みの重要性を認識し、施策いただくことを要望する。

補充説明　日本および他国における同種の公共工事案件において、契約履行中に発生する争議に関し、当事者間同士で迅速かつ合理的に処理することが一般的である。第3者機関に争議解決を委ねるというのは、その多くは当事者で解決できない事柄が発生した場合であり、その場合、第3者機関を通じた調停、国際仲裁等による比較的短期間での処理となる解決手段となっている。

台湾当局（工程委員会）からは、台湾もFIDICの施工契約規範、精神を参考にして紛争処理事項が作成されており問題ないとの回答であった。

しかしながら、例えばFIDICは追加工事に対し、「施工主と契約者との間での合理的な査定プロセスの設定」、「紛争解決としては原則として当事者間で十分討議、検討の上、解決すること」、さらには「当事者間で解決できない場合、公平かつ中立的な国際仲裁などにて早期に解決すること」など、施工主と契約者との関係が公平であることを前提としているが、台湾の規範は下記に述べるとおり、契約条件の策定は施工主となる各機関の裁量に任せられていることから、これら最重要事項に関して公平さから大きく乖離し、施工主に有利で契約者に対して大きな負担を強いていることを是非ともご理解いただきたい。

現在の台湾公共工事案件においては、「合理的な査定プロセス」を経ないまま契約者に一方的な指示が出され工事が強要されていたり、紛争解決に関しても「訴訟による解決」を当事者間で十分な事前討議や検討が実施されていない状況で全面的に強要しているのが実態である。

このことは、インフラ建設工事を進めるにあたり、最も重要である当事者間の信頼関係を大きく損なうことになる。加えて追加工事が発生した場合、契約者は施工主から追加工事に対する査定や認定が無いままで工事を行うこととなるため財務的負担が重くなり、さらには紛争の解決が訴訟となった場合、言うまでもなく裁判の間、長期にわたり代金支払いが凍結され、契約者は累積した大きな財務負担を強いられ、円滑な契約の履行に重大な支障をきたすなど、事態が益々悪化、深刻化することになる。

このような事態は、世界のインフラ建設において豊富な経験を有し安全などの分野で最新鋭の高度な技術を有する日系企業の台湾での公共インフラ工事参画を躊躇させることになってしまうため、是正を求めたい。

公共工事について当局の「指示」や「決定」の濫用を防ぐ採購法の内容整備および中立性維持を可能とする第3者の関与ならびに拘束力をもつ争議解決手段の構築あるいは仲裁を活用した争議解決に対する当局の迅速かつ合理的な処理を早急に要望する。

（商社部会）

【6】経理・税務・財務全般について

テーマ24　配当金等への軽減税率適用について（継続案件）

要望事項　日本企業の台湾への投資促進の観点より租税取決めを日本と台湾で締結し、日本企業への配当金等に関する軽減税率（例えば10%）の適用を要望する。

補充説明　日本は他の国と租税条約を締結しているケースが多く、日本企業への配当に関して軽減税率が適用されている。そこで、日本から台湾への投資促進の観点から、他の国に比べて劣後している投資環境の改善を求めるものである。

上記のとおり中国等他国との間では軽減税率が適用されている例があり、合理性はあるものと考えられる。また、台湾がイギリス、オランダ等と締結している租税取決めでも10%に軽減されている。

（金融財務部会）

テーマ25　新台幣（元）建大口与信規制の廃止または上限額の大幅引き上げについて（継続案件）

要望事項　2009年12月に変更された「外国銀行分行及代表人辦事處設立及管理辦法」第14条の新台幣建大口与信規制の廃止または上限額の大幅引き上げを要望する。

補充説明　上記辦法第14条の新台幣建大口与信規制では、同一企業または同一企業グループ向け与信上限を台湾拠点の純資産の15%または70億元のどちらか大きい方を上限としているが、公共セクターまたは民間企業の大型プロジェクトの場合、容易に上限を上回ることとなり、顧客に対しベストなサービスが提供できなくなるばかりでなく、万一プロジェクトが滞ることになれば台湾経済全体に対しても不利益となる。

また、台湾における外国銀行の健全性は総与信管理として第19条の3の貸出規制、貸出を除く与信規制で確保されており、新台幣の流動性についても、外国銀行は夫々、本源的な預金や地場銀行の信用供与等により確保している。

よって、第14条の新台幣建大口与信規制については廃止または上限額の大幅引上げを要望する。

第14条は高額の重大プロジェクトへの外国銀行の関与を結果として制限する可能性があり、公平性の観点から問題となる規制になる懸念がある。また、本規制により日本を含む外国の銀行からの与信行為を制約する結果として、外国の企業による高額かつ重大なプロジェクトへの参画・投資を抑制するリスクがあると考えられる。

銀行間の公平性の担保及び外資の投資促進の観点から14条の廃止または上限額の大幅な引上げをお願いしたい。

2010～2013年度白書提出。また、ECCT、AmChamからも提出。但し、現状進展なく継続改善を要望するもの。信用リスクの集中を避け銀行の健全性を確保する観点から大口与信規制が必要とする考え方は理解するが、一方で流動性対策は大口与信規制とは別の話であり、新台幣建のみを対象とした大口与信規制については再検討をお願いしたい。

（金融財務部会）

テーマ26　銀行法第33条の3に基づく専案プロジェクトの専案与信に定義される根拠法の変更、新設について（継続案件）

要望事項　公共プロジェクト実行者への貸出だけでなく、受注者への契約履行保証等についても、銀行法第33条の3に基づく専案プロジェクトの専案与信として主務官庁の許可が得られるよう、その根拠となる「促進民間参与公共建設法」第31条および「奨励民間参与交通建設条例」第26条について、「貸出（貸款）」だけでなく「授信（与信）」を広く対象とする内容に見直していただきたい。

補充説明　銀行法第33条の3では、重大なプロジェクトについて大口与信規制等の対象外とするべく、専案プロジェクトの専案与信は除外できるという規定を設けている。一方、主務官庁の判断根拠となる促進民間参与公共建設法等において専案与信として認められるのはプロジェクト実行者への貸出に限定されており、日系企業等が当該プロジェクトの工事を受注した場合の契約履行保証等は対象とならない。

しかしながら、専案プロジェクトを実現するためには当該与信も必須であることから、根拠法の見直しを要望するものである。

日本企業がこれら重大プロジェクトを多く受注しているため、当該日本企業から契約履行保証等の要請が日本の銀行に対してなされるケースが多い。また、自国の企業が重大プロジェクトを受注した場合には、他の外資銀行も同様である。

したがって、現根拠法の在り方は高額の重大プロジェクトへの外資銀行の関与を結果として制限することになり、公平性の観点から問題となる懸念がある。また、結果として日本を含む外国の銀行からの保証行為を制約することで、外国企業によるプロジェクトへの参画・投資を抑制してしまうリスクがある。公平性の担保および外資の投資促進の観点から根拠法の見直しをお願いしたい。

（金融財務部会）

テーマ27　輸入取引に関連するコミッションの統一発票発行について（継続案件）

要望事項　「国内営業人“甲”が、国内買受人“乙”からの注文に基づき、国外メーカーの“丙”に発注し、物品は直接“乙”名義にて輸入するとした場合、“甲”の受取転売差額についてはコミッション収入とみなされ、甲は2連式の統一発票を（丙に対して）発行しなければならない」とした財政部2008年10月29日付台財税字第09704550620号通達の廃止を要望する。

補充説明　営業人の営業状況の判断においては、財政部2004年9月3日付台財税字第09304525270号通達によると、「もし営業人が瑕疵担保責任を負担しないのであれば、それは“仲介”の法律行為に属し、もし営業人が瑕疵担保責任を負担するのであれば、それは“売買行為”に属する」としている。また、財政部2005年10月4日付台財税字第09404551250号通達によると、「営業人の取引が仲介行為であるのかまたは売買行為であるのかの判断は、帳簿記載の内容により認定する」としている。

一方、財政部2008年10月29日付台財税字第09704550620号通達によると、「国内営業人“甲”が、国内買受人“乙”からの注文に基づき、国外メーカーの“丙”に貨物を発注し、当該貨物は直接“乙”名義にて輸入するとした場合、甲はこの転売差益をコミッション収入とし、丙に対して2連式の統一発票を発行しなければならない」としている。しかし、営業人甲の当該取引による転売差益を

コミッション収入とみなすことに対しては、これは営業人の実質的な営業状況とは一致していない。

上記内容につき、2012年12月25日付最高行政法院庭長法官（最高裁判所長官）の聯繫（連絡）会議では、以下の決議がなされている。

「甲乙間で売買契約を締結し、甲が国外より輸入した貨物を乙に売却するとする。なお、甲は丙に指示して貨物を乙名義にて通関することにするが、代金は甲が乙より受け取ることになる。この取引はまさに甲乙間の単独取引行為である。

同時に、加値型及非加値型営業税法（以下、「営業税法」）第1条の“中華民国境内（台湾国内）での貨物売却”および“貨物輸入”の定義により、税法原則に基づき2つの営業税の税負担が成立しており、その納税義務者もそれぞれ売却貨物の営業人甲および輸入貨物の買受人乙となる。よって、甲は営業税法第32条の規定により3連式の統一発票を買受人である乙宛に発行する義務がある。

また、乙は同一貨物につき輸入通関時に税関に営業税を納付し、結果として同一貨物に対して2度営業税を納付していることになるため、営業税法第39条第2項の規定による手続により、財政部に対して乙の貨物輸入時に納付した営業税の特別還付を申請することになる」

さらに、最高裁判所は2013年2月中の案件においても、財政部が2008年10月29日に公布した台財税字第09704550620号通達は違法であるとしている（つまり、通達では転売差益をコミッション収入とみなすことは、税法規定の原則に違反している）。

そこで、営業人の実質的営業取引状況に鑑み、財政部2008年10月29日付台財税字第09704550620号通達を廃止し、上記2012年12月25日付最高行政法院庭長法官の聯繫会議での決議内容に基づく処理を考慮いただきたい。

（商社部会）

テーマ28　1年間の滞在日数が90日を超える非居住者へのみなし所得課税の撤廃について（継続案件）

要望事項　長期出張者等、1年間の滞在日数が90日を超える非居住者へのみなし所得課税

を撤廃願いたい。

補充説明　現在の規定では、1年間の滞在日数が90日を超え183日未満の非居住者は、日本払い給与についても滞在日数の按分計算により台湾にて納税義務がある。これを撤廃いただきたい。

日本の居住者は台湾での納税分については原則として日本にて外国税額控除の対象となるが、台湾に業務で貢献しているにもかかわらず、台湾での納税手続および日本での当手続のための時間とコストがかかり非効率的である。

なお、税収減少への憂慮も理解できるため、台湾経済への貢献度の高い企業等より順次免税の対象にしていただく等の妥協点も含め、検討いただきたい。

（電機電子部会）

テーマ29　利益配当に関する税制改訂の見直しについて

要望事項　利益配当に関する税制改訂の見直しを要望する。

今回の改正案は当初の両税合一の趣旨に反しており、既に決定している台湾への投資戦略にも大きく影響を及ぼすものであり、早期見直しを求める次第である。特に外国企業に対しては優遇措置を図り台湾国内における内部留保を高めさせ、外国企業からの再投資を促進する方が台湾にとってメリットがあると考える。

補充説明　韓国、シンガポール、中国では同様の課税は無いと認識している。今後のグローバルでの事業展開・投資を考える上で、本改正については憂慮せざるを得ないのが現状である。

（台中支部）

テーマ30　語学研修を目的として台湾に派遣する研修員のスカラーシップの非課税扱いについて

要望事項　海外の企業が、語学研修を目的として台湾に派遣する研修員に海外で支払うスカラーシップについて、2012年納税申告（2013年5月実施）以前は課税対象外であったが、2013年納税申告（2014年5月実施）では課税対象とされた。

このような台湾税務当局の方針変更は、下記にて説明するように台湾にとって国際社会との絆を弱めることにつながりかねず、台湾の将来のためにも元の非課税扱いとするよう要望する。

補充説明　企業が台湾へ語学研修生を派遣する目的は、中国語能力の取得が第一であり、これに加えて、台湾文化・習慣・台湾社会の理解を深めることである。台湾は、治安が良く、気候は温暖、勤勉で親切な国民が住む国であることから、外国人が中国語を学ぶ研修地としてとても魅力的な国である。この魅力は台湾語学研修産業の基礎であり、当該産業の発展と、台湾で中国語を学んだ語学研修員の蓄積は、台湾の国際的な地位向上につながるものと考える。

企業はこの魅力的な台湾へ語学研修員を派遣し、派遣元の国で奨学金（スカラーシップ）を支払っている。この奨学金に対し、台湾税務当局は2012年納税申告（2013年5月実施）以前は課税対象としていなかったが、2013年納税申告（2014年5月実施）では当該奨学金に対して課税するとの方針変更を行った。

この方針変更は、中国語を学ぶ研修地としての魅力を下げるものであり、この様な状況が続くと、海外企業は中国語語学研修員の派遣先を、台湾から他国・他地域にシフトして行く可能性は容易に想像されるものである。我々在台湾企業は、より多くの中国語語学研修員が台湾で語学研修を行い、台湾の文化・習慣・社会への理解を深め、将来の両国の発展に資する人材を育成することを希求しているが、今回の台湾税務当局の課税方針は、そうした民間企業の意思や動きを阻害することにつながりかねないものである。このことは、台湾と国際社会の絆を弱めることにもなり、台湾の将来への影響を強く懸念する次第である。

OECDの租税条約モデル第20条 である「“Students” Payments which a student or business apprentice who is or was immediately before visiting a Contacting State a resident of the other Contacting State and who is present in the first-mentioned State solely for the purpose of his education or training receives for the purpose of his maintenance, education or training shall not be taxed in that State, provided that such payments arise from sources outside that State.」によっても、免税と解釈することは可能である。

（商社部会）

テーマ31　金利や配当等を日本から台湾へ送金する際、台湾で外国税額控除を受けるための手続きの簡素化について

要望事項　金利や配当等を日本から台湾へ送金する際には、日本の法律に基づき、源泉徴収税（20.42%）が課されるが、 台湾で外国税額控除を受ける場合、所得税法第

3条第2項の但書により、本邦源泉税の納付確証として税務署の発行する納税証明書以外に、台北駐日経済文化代表処の査証（いわゆるVISA）が必要となる。

よって、当該査証を不要とし、納税証明書のみにより、台湾で外国税額控除が受けられ、台日間の貿易の利便性を一層高めることができるよう、ルールの改正を要望する。

補充説明　査証の取得に際しては、特別な証明書発行手続に係る人的対応時間や関連コスト等もかなりの負担になり、海外（台湾）への送金の多い商社の本社サイドでは、無視できない手間とコストとなっている。

このような、納税証明書以外に査証を要求する例は他の先進国ではみられないため、他の先進国並みのルール改正を要望する。

ちなみに、調査の結果、OECD加盟国34ヶ国に限定すると、少なくとも以下の13ヵ国では査証の取得が不要であることを確認している。

01 アメリカ　02 イギリス　03 イタリア　04 オーストラリア　05 カナダ
06 韓国　07 チリ　08 ドイツ　09 トルコ　10 フランス
11 ベルギー　12 メキシコ　13 日本

（商社部会）

テーマ32　台湾関税法第63条の還付申請資格要件の緩和について

要望事項　現在台湾で機械製品の組み立てを行い最終製品にして台湾域外に輸出する事例があるが、その際に台湾で調達できない部品類を日本あるいは第三国から台湾に輸入（それらは製品に組み込まれて再輸出される）している。その輸入品に係る輸入税の還付申請資格を規定している台湾関税法第63条につき、現行規定では還付申請が可能なのは台湾に製造工場（工廠）を有する法人とされているが、工場を有していない場合でも可能となるよう資格要件の緩和をお願いしたい。

補充説明　日本に限らず外資メーカーの場合、台湾現地法人があっても台湾内に自社工場を持たずに台湾のパートナー企業との協業で自社が受注した製品を台湾で最終製品に仕上げ、台湾外の市場へ輸出するケースがある。そのケースにおいて、製品の製造過程で台湾で調達できない部品や機器類をいったん台湾外から輸入し、最終製品に組み込んで再輸出する場合、当該輸入品に係る輸入税の還付申請は現行では台湾に製造工場（工廠）を有する会社のみが行えるとの規定がある。そこで、実際には製品製造を委託している協業先の台湾側企業に部品輸入に係る輸入手続

きや輸入税の還付代行事務を依頼するのが通例になっている。一方、委託される台湾側企業では輸入税支払いの立替資金金利や、輸出入手続きの諸代行事務作業に係る労力や人件費、管理費の負担等が生じ、一定の規模の会社でないと受けられないこともある。よって、そうした申請資格を外資側現地法人でも持てるようになれば台湾側企業の負担となる労力や間接コストも省け、台湾に工場を有しない外資メーカーでも台湾のパートナー企業を自社の製造拠点としてより活用しやすくなる等のメリットが生まれる。

上記要望の緩和措置は日台製造業のアライアンス構築促進の一助となり、同アライアンスによる台湾での製造拠点化と第三国市場の開拓推進など、台湾の製造業の活性化につながると考えている。

（一般機械部会）

テーマ33　所得税法第8条規定の中華民国源泉所得に係る認定原則について

要望事項　『所得税法第8条』では中華民国源泉所得の範囲が定められているが、第3項で規定されている「中華民国内において労務を提供して支払われた報酬」および第11項「中華民国内において獲得したその他の収益」が拡大解釈され、他の諸国と比較して対象範囲が広すぎる。

他の諸国では源泉徴収を必要としないような海外に対して支払うサービスフィーであっても、台湾では源泉徴収の対象とされているケースが散見されるため、他の諸国の水準と同等レベルの取扱いとしていただきたい。

補充説明　『所得税法第8条規定の中華民国源泉所得に係る認定原則』第4項では、「中華民国内において労務を提供して支払われた報酬」として、（一）労務提供行為のすべてが中華民国内で行われ、かつ完了するもの、（二）労務提供行為が中華民国内外で共に行われ、初めて完了するもの、（三）労務提供行為が中華民国外で行われるが、中華民国内に居住する個人または営利事業の関与、協力を経て初めて完了するもの、とある。

つまり、「労務提供行為のすべてが中華民国外で行われ、かつ完了するもの」については、源泉所得が生じないという規定である。この規定そのものは多くの国とほぼ同じ内容にてここに問題は生じていない。

しかしながら、問題はその解釈運用にある。「労務提供行為のすべてが中華民国外で行われ、かつ完了した」ことが“完全に”反証できない限り、源泉所得が生じていないとは言えないため、海外に対して支払うサービスフィーは保守的に

ほとんどすべてを源泉徴収の対象として取り扱っているのが現状である。

このような「海外に対して支払うサービスフィーは原則的に源泉徴収を必要する」という解釈は他の諸国と比較した場合、明らかに拡大し過ぎである。

そこで、契約・労務提供行為の内容（成果物等）からある程度「労務提供行為が中華民国外で行われ、かつ完了している」と思われるサービスフィーについては源泉徴収の要否判定の解釈運用を他の諸国水準に合わせていただきたい。

（商社部会）

【7】知的財産権利について

テーマ34　台湾専利法における間接侵害制度の導入について（継続案件）

要望事項　台湾専利法における間接侵害制度の導入を要望する。

部品製造業者が行っている侵害に対応するため、「予備的行為」や「幇助的行為」を規制する間接侵害を明示的に規定することを要望する。

具体的には、以下の要件の導入を要望する。

⑴「専用品」に関する規定を設け、「知りながら」という主観的要件を導入しない。

⑵「非専用品」に関する規定を設ける。

①「知りながら」という主観的要件の導入

② 行為態様として、生産、販売に加えて、販売のための申し出、輸入の追記

③「その発明による課題の解決に不可欠なもの」という客観的要件の導入

④「国内で広く一般に流通されている物に属さない」という但書の導入

⑤ 中間説の採用

補充説明
- 部品すべてを台湾内で製造しているにもかかわらず、すべてを輸出し、他国で組み立てるケースも発生しており、問題は増加している。
- 間接侵害制度は、日本、アメリカ、ドイツ、イギリス、フランス、韓国等で導入済みである。
- 台湾民法第185条の共同不法行為による権利侵害を問うことは実務上困難であり、日系企業においても、間接侵害規定がないため、共同不法行為による対応を行うも、成果が上がっていないのが現状である。

（知的財産委員会）

テーマ35　出演料、ロイヤリティ等の契約に関連する権利金の取得における台湾での税率の低減について（継続案件）

要望事項　出演料、ロイヤリティ等に関する税率への軽減措置の適用を要望する。

補充説明
・出演料等に関し、台湾非居住者は20%課税されることから、その課税分を台湾で業務活動をしている台湾の日系企業に実質的に負担するよう要請されることが多く、その負担が取引締結の障害となっている現状がある。
・コンテンツ企業においては、物品がからまない取引が他の産業よりも多く、上記に係る問題を多く抱えていることから、台湾で雇用を生み出しているコンテンツの日系企業の業務活動を促進するという意味においても、この点の是正は重要であると考える。

（知的財産委員会）

テーマ36　NCC無線認証取得後の即時情報公開について

要望事項　NCCによる無線認証取得後の即時情報公開をすみやかに停止し、2013年2月以前の状態に戻すことを望む。

補充説明　WiFiやBluetoothなど無線機能を持った新商品を輸入して販売するためにはNCCの認証取得が必要となる。これまでは認証取得時に保密措置を申請すればNCC側が一方的に情報を公開することはなかったが、2013年2月に「消費者には知る権利がある」という理由で『認証後直ちにNCCのWebsiteで情報を公開する』という規則に変更されたため、新商品の詳細情報が発表前に市場に漏れてしまうようになった。

商品の外観や機能といった重要情報が事前に漏れてしまうと、発売に際して行う発表会や広告出稿といったマーケティング活動の効果を著しく損なってしまう。また、台湾から情報が流出すれば新商品の同時発売を予定する他国にまで同様の損失を与えることになるため、日本の本社としては台湾のみ安全規格試験の申請を遅らせざるを得ない。

具体的には、昨年11月に発売したPSVitaの新モデルについては、韓国/香港/シンガポールに比べて2週間遅れの発売となってしまい、他国からNCCを取得していない並行輸入品が大量に台湾に流入することとなった。

日本はもちろん韓国/香港/シンガポールでは政府の安全規格認証機関が一方的に情報を公開することはない。

この状態を放置すれば、台湾のみ最新の電子機器の輸入が遅れ、台湾消費者の権利や台湾企業の競争力を棄損することになると同時に、台湾のNCC規格に合致していない無線機器が並行輸入品として出回り、台湾人の健康や通信環境が被害を受けることにもつながる。

（知的財産委員会）

テーマ37　アプリケーションおよびコンテンツのクーリングオフ制度について

要望事項　コンテンツなどの著作権商品について7日間のクーリングオフ期間を認めることは、開発者および著作権者の権利を侵害する行為であり、速やかに修正案の審査を要請したい。

補充説明　本来「有形物」の通信販売のみに認められるべき7日間のクーリングオフ期間が、オンライン上でダウンロード販売される「無形物（電子プログラムおよび電子データ）」にまで適用されているため、悪意の消費者が7日間そのコンテンツを楽しんだ後に返品を求めるというケースが多発している。

行政院/立法院も問題を認識しており、2013年5月に立法院に対して消費者保護法の修正案が提出されたが、現在は審議入りすらされていない。

そのため、ダウンロード購入した楽曲やゲームを7日間遊んだり二次使用した後に、消費者保護法を盾に返品を求める悪意の消費者が存在する。

速やかに消費者保護法の修正案について審議入りし、クーリングオフ規定からダウンロードコンテンツを除外していただきたい。

（知的財産委員会）

【8】その他全般について

テーマ38　外国人就労申請における初回に申請可能な最長期間の調整について（継続案件）

要望事項　2013年の白書にて要望した、外国人就労申請における初回に申請可能な最長期間の調整を引き続き要望する。

現在の規定では、初回に申請可能な滞在期間は最長3年となっており、その後は同様に最長3年で延長可能となっている。

そこで、初回に申請可能な滞在期間を最長4年に変更いただくことを要望する。

なお、本規定は労工委員会・職業訓練局および移民局が管理していると理解している。

補充説明　業種・会社の規模によって異なるが、一般的に日系企業の多くの台湾駐在者の実際の任期は4～5年であり、延長後まもなく帰任となるケースが多く、延長申請のための手間・コストの効率が非常に悪い。

日系企業の台湾での活動は、台湾内での販売にとどまらず、台湾に投資し、技術やノウハウを移転し、台湾の方々の雇用創出に寄与している。

投資案件を首尾よくすすめ、ノウハウを移転するには時間を要し、その結果、申請可能な最長駐在期間が3年では不足している。

労工委員会の回答は、「雇用延長許可申請に執行が難しいという問題が今のところない」とのことだが、問題は期間延長許可申請の執行の難易度ではなく、申請に人的・金銭的負担がかかり、企業活動・運営に支障をきたしていることを問題としている。一方で、移民署の「前述の外国人の永久居留の申請に関する条件の難易度の衡平性」の指摘は理解するので、従来要望の5年を4年に改めた。

なお、一律に緩和することによる外国人の管理上のリスクも理解できるため、台湾経済への貢献度の高い企業より順次対象としていただく等の妥協点も含め、検討いただきたい。

（電機電子部会）

テーマ39　インフラ投資（IPP事業）の大前提である法律・契約の遵守および一方的な法改正・契約改訂の要求の取りやめについて（継続案件）

要望事項　安定した投資環境の整備に配慮し、インフラ投資（IPP（独立系発電事業者）事業）の大前提である法律・契約の遵守の継続を徹底していただくとともに、将来において投資者に不利益をもたらす恐れのある法改正・契約修正の可能性の排除を継続していただきたい。

投資の前提である法律・契約において、安易に法改正・契約修正が提起される状況下では、事業の採算性が一方的に損なわれる恐れがあるばかりか、安定した投資環境とみなすことができず、日本の民間企業による台湾インフラ事業への将来の投資活動を冷え込ませる恐れがあると憂慮する。2011年9月の日台投資取決め締結の実績に鑑み、今後しかるリスクが再び顕在化しないことを継続希望する。

また、2013年3月および11月にFTC（公平交易委員会）が9IPPs（IPP9社）に対し、FTCに規定する「談合行為の禁止」違反認定およびそれに伴う多額の罰則金納付の処分裁定を下した件については、上記IPP各社は別途行政救済プロセスにそって行政訴訟提起・訴願申請提出の対応を実施中であるが、改めて当該裁定に対する不服と遺憾の意を表明する。

補充説明

2012年、IPPs（IPP各社）とTPC（台湾電力）の間でPPA（売電契約）見直しに関する協議が継続していた一方で、立法院においてはIPPsに対し一方的に不利益となる恐れがある幾つかの電業法改正案（具体的には、「電業法第79条の1条条文追加草案」、「電業法一部条文改正草案」の第59条改正部分、および「電業法第60条の1条条文草案」）が審議される事態が起こったが、これらの電業法改正案の中には、私的契約であるPPAの内容に経済部が直接介入し、一方的に契約の修正・破棄を可能たらしめるような改正内容も含まれていた。

このような電業法改正については、これまで立法院での決議が見送られている状況が続いているが、将来の同法改正が立法院にて決議される可能性は依然として消滅しておらず予断を許さない状況が続くため、当該改正案を含め投資者に不利益をもたらす法改正・契約修正のリスクが再び顕在化することのないよう、法律・契約の遵守の徹底を継続いただきたい。

また、2013年3月および11月のFTCによる9IPPsに対する「談合行為の禁止」違反認定およびそれに伴う多額の罰則金納付の処分裁定については、IPP各社にとって承服できるものではなく、極めて遺憾な事態である。FTCはその処分の中で、9IPPsが共謀してTPCからのPPA見直し要求を拒絶したと認定し9IPPsに対し多額の罰則金を課しているが、IPP事業は、TPCとの個別のPPAおよび個別の事業ライセンスに基づく事業であり、IPPs間には競争関係はない。また、事前に何の行政指導もなく突如9IPPsに対し罰則金処分を下したこと、争点となっているIPP各社-TPC間の協議過程が公平交易法の旧法・新法の両期間にまたがっているにも拘わらず、行為全体に新法を適用することを起点に罰則金が計算されていることなど、多額の罰則金の根拠も不適当と思われ、台湾IPP事業に多くの日本企業が投資している現状を考えれば、本件も今後の台湾への投資意欲の減退につながりかねない重大な事象であると認識する。

多数の諸外国においてIPP等公共インフラ事業に投資しているが、事業の前提に係わる法律・契約の一方的かつ突然の変更は稀有な事象である。

インフラ事業に民間資金を呼び込むためには法律・契約遵守が必須・前提である。IPP事業は信頼できる国営企業であるTPCと25年にわたるPPA、それに関連する法規に基づく事業投資であり、政府認可のもと、国際公開入札という公正なプロセスを経て選定・実施されている事業であることからも、投資の前提である経済性を大きく損ねる一方的な法律・契約条件改定は、台湾投資に対する国際社会の信頼を大きく失墜させる受け入れ難い行為である。投資の前提である法律・契約の一方的な改定の可能性は、今後も排除されるべきである。

IPP事業はTPCとの個別のPPAおよび個別の事業ライセンスに基づく事業であり、IPP各社間で競争行為を制限することはないため、TPCとのPPA見直し協議過程におけるIPP各社の行為は、公平交易法に規定の「談合行為の禁止」違反にはあたらないと考える。また争点となっているIPP各社-TPC間の協議過程は公平交易法の旧法・新法の両期間にまたがっているが、連続性のある行為ではなく、行為全体に対する新法の適用を起点としたFTCによる多額の罰則金裁定には納得しかねる。

2012年に電業法改正審議の問題が顕在化した際には、日本側では経済産業省、台湾側では交流協会と情報共有させていただき、日本政府組織を通じて台湾政府に対し法律遵守の必要性を訴えた。また、2013年の白書においても、個別要望事項として本事案を取り上げた経緯がある。このような背景もあり、電業法改正については、これまで立法院での決議が見送られている状況が続いているが、将来の同法改正が立法院にて決議される可能性は依然として消滅しておらず予断を許さない状況である。

FTCによる9IPPsに対する「談合行為の禁止」違反認定およびそれに伴う多額の罰則金納付の処分裁定についても、2013年の白書において個別要望事項として取り上げた経緯がある。9IPPsにおいては行政救済プロセスにそって対応を継続しており、2013年3月に下された原処分に関しては、現在高等行政法院での9IPPs合同での審理が行われている最中であり、2013年11月に下された新処分に関しては、現在9IPPsから訴願申請が提出されている状況である（2014年4月時点）。

台湾では電業自由化が検討されて久しいが、電業法が改正され将来電力市場が自由化されるとしても、引き続き日本企業にとっても魅力的な投資環境が維持され、台湾の電力設備の整備において日本の技術・知見が引き続き活用されることを希望する。

（商社部会）

テーマ40　職工福利金条例第2条第2項の修正について

要望事項　職工福利金条例（2003年1月29日修正）第2条第2項を修正願いたい。

事業所が福利委員会に拠出する福利事業運営原資は本条例第2条第2項に規定され、主原資として売上金額の0.05%～0.15%となっている。

当該規定を売上金額が大きく、従業員数の少ない商社系企業に適用すると、従業員1人当たりの予算額が福利事業の範囲を逸脱した大きな金額となる可能性がある。

よって、原資の拠出を売上金額に対応して規制するのであれば、売上金額算出の前提が異なる国際会計基準の適用等も考慮しながら、福利事業として妥当な範囲となるよう上限を設けるかまたは売上金額に対する比率を修正していただきたい。

補充説明　2014年1月20日付新竹県政府通達によれば、従業員に対する福利権益を擁護するため早急に本条例に基づく福利委員会の発足運用が必要であり、福利事業の厳格運用が求められていると理解する。

しかしながら、福利委員会運用に際し最重要課題原資調達については前述のように主に企業の売上金額に比例した方法での拠出が規定されており、ここには利益に対する考慮、福利予算としての妥当性に対する配慮が全く見られない。

本条例にそって福利事業予算を編成した場合、売上金額の大きい商社ビジネス形態企業では利益には関係なく福利事業としての概念に沿わないような高額の予算となる恐れがある。

台湾の労工法による労働者の手厚い保護は台湾の文化であり尊重しなければならないが、企業のグローバル化が避けて通れない現在、労工法規もグローバルな視点からの再検討が必要であると思われる。

（電機電子部会）

テーマ41　移民署のサービス向上について（継続案件）

要望事項　移民署のサービス向上に関する提言

手数料支払方法において、クレジットカード払いも可能にしていただく。

補充説明　現在、居留証発行手数料の決済は現金のみであるが、代理人が現金を立て替えての支払いは当人の経済的負担が大きく、利便性に乏しい。

税金や違反金、罰則金の決済では既にクレジットカード払いが導入されているので、居留証手数料も導入が可能であると考える。

2013年の白書での要望に対し、内政部からの回答は、「本件は複数の官署が関与するため、内政部移民署として遂行の可能性を慎重に検討する」とのことだったので、早期実現に向けて検討を続けていただきたい。

（電機電子部会）

テーマ42　日本人ロングステイ受入れ促進について（継続案件）

要望事項　①ロングステイ用ビザの期間は現在180日となっており更新ができない。そこで、期間を延長するか、または更新を可能にしていただきたい。

②ロングステイを希望する日本人が関心を持っている医療・住居・交通・緊急時の対処方法などについての充実および情報発信の強化をお願いしたい。

補充説明　弊白書では本要望を継続して要望してきたが、日本においても一定の条件を満たす富裕層外国人の滞在期間を現行の90日から1年程度に延長する観光立国戦略が検討されている。

参考：各国のロングステイ申請条件

国別	ビザ期間	年齢制限	収入制限
台湾	180日 （延長不可）	55歳以上	年金取得者、かつ、 預金残高50,000USドル以上
タイ	365日	50歳以上	年金月額65,000バーツ、 または、年収800,000バーツ以上
インドネシア	365日 （更新4回可能）	55歳以上	月額2,500USドル以上の年金証明
フィリピン	永住	①35歳以上 ②55歳以上	①預金残高50,000USドル以上 ②預金残高20,000USドル以上

（商務広報委員会）

テーマ43　語学研修員のビザの研修（停留）ビザから留学（居留）ビザへの切り替えについて

要望事項　語学研修員の中文研習（研修）VISA（FR）から居留VISA（Resident）への切り替え申請手続の際、台湾に在留したままでのVISAの切り替えをお願いしたい。

補充説明　①現行台湾VISA関連の規定

〈〈台湾の中文研習（研修）VISAの規定〉〉

・最大180日滞在できるが、180日以上滞在する場合は一度海外に出るか、居留VISAを取得しなければならない。

〈〈居留VISA取得条件〉〉

・台湾の公立語学学校に4ヵ月以上在籍し、申請時期からさらに3ヵ月以上滞在する予定を証明しなければならない。

②問題点

企業側が研修員を派遣できる時期と、公立語学学校の授業開始日程が一致しておらず、企業が語学研修員を派遣する際、まずは私立の語学学校にて語学研修を開始し、一定期間後、公立語学学校での語学研修を開始する必要がある。

この場合、上記FR VISAでいったん入国し、一定期間後、公立学校による入学手続を進め、語学研修用の居留VISA取得の準備が整い次第、VISAの切り替えを行うが、この際、いったん国外に出国する必要がある。現状、香港等近隣国へ出国し日帰りで戻って来ている。

VISAの切り替えを行うためだけに国外へ日帰り出国するのはかなり不便であるため、手続きの簡素化を検討していただきたい。

（商社部会）

テーマ44　外国人の労働基準法に基づく労働者退職金制度への強制加入に対する免除について

要望事項　労働基準法が定める労働者退職金制度について、外国企業からの派遣駐在員の一律強制加入に対する免除を要望する。

補充説明　労働基準法が定める労働者退職金制度について、新退休金条例に加入資格の無い台湾国籍以外の者は旧制度に準じ雇用者負担の積立てが義務付けられるとの運用がなされている。

しかしながら期間限定の派遣を前提とした日本人駐在員にとっては、退職金の受給の可能性は極めて低く（積立金と加入者の間に紐付きの関係はない）、駐在員の積立金は支給対象のない積立金として積み上がるが、当該積立金の還付は、会社の清算までは不可能であり、会社が拠出した積立資金が長期に渡りデッドストックとなってしまう。

外国人への旧制度強制加入の根拠は、新条例への加入資格がない外国人には従来の労働基準法（旧制度）が適用されるべきであるとの当局の解釈によっている。しかしながら旧制度は現在の台湾人旧制度加入者の受給が徐々に終了するのに伴い、制度自体が消滅していくのが、当局の制度設計の考え方であると推察されるが、新たに外国人の旧制度加入を進める現在の運用は、本来の考え方を阻害し、制度設計と運用にかなりの乖離が生じていると思われる。

なお、具体的ケースとして所轄政府機関に問い合わせたところ、必要書類の提出により加入免除の可能性の説明もあったが、結果として認められなかった経緯がある。

上述のとおり、制度設計の考え方とその運用に矛盾があり、また台湾進出日系企業の資金を無為に長期間信託管理する現在の制度運用においては、喫緊の改正が必要であると考える。労働者退職金積立制度は本国人等の退職金制度が必要な方々の退職金受給を保全、保護することが制度本来の目的であると推察されるため、その実質的な対象とならない外国企業派遣駐在員の強制加入に対する免除を強く要望する次第である。

（建設部会）

テーマ45　機械式駐車設備（特に二段・三段・多段方式）における利用者等のピット内転落等防止のための安全基準の強化について

要望事項　機械式駐車設備（特に二段・三段・多段方式）における利用者等のピット内転落等防止のための安全基準の強化を要望する。

補充説明　近年、台湾内でも機械式駐車設備が普及し、多くの集合住宅等でも設置されるようになった。

現在、台湾内で設置あるいは販売されている機械式駐車設備のうち、二段式・三段式・多段式の駐車設備においては、その装置出入り口が光電管センサーによる非常停止が施されている。しかしながら、特に乗り入れ面より下部に車両を格

納するピット方式では、装置が非常停止した場合でも、そのピットがむき出しのままとなり、利用者や周辺にいる同伴者等が非常に危険な状況であるといえる。

近年、日本でも駐車設備の集合住宅への普及が進み、利用者の幅も非常に広範囲となった。

その反面、間違った使用方法や不注意により重篤な災害につながるケースも増加している。

2013年来、日本の国土交通省が中心となり、機械式駐車設備の安全対策についての検討会が開催され、2014年3月には下記ガイドラインが発表されたので、参照願いたい。

（国土交通省のホームページ：
http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi09_hh_000022.html）

（一般機械部会）

テーマ46　民間事業による公共駐車場（時間貸し、月極め）の整備促進に対する建築規制の緩和について

要望事項　台湾都市部では主要幹線道路から1本入った巷など幅の狭い道路への違法な路上駐車が多く、万一の場合の火災や事故、災害発生時において、消防車をはじめとする緊急車両が通過できない状況である。防災型都市への発展には、違法な駐車の取締り強化とより多くの駐車場整備が必要になる。

民間事業による駐車場整備促進に向け、過去に台湾でも実施されていた下記の促進条例を復活させてはどうであろうか。

1．建築物に付随する駐車場を附置義務台数以上に設置し、公共用途に開放した場合における容積率の割り増し措置

2．建築物の扱いとなる駐車場（タワー式立体駐車場等）の設置基準（前面空地、出入口規制等）の緩和（整備地区の設定、安全管理者の配置を義務付ける等の条件付きでもよい）

補充説明　日本では自動車の保管場所の確保等に関する法律があり、自動車購入時から路上への違法な駐車を防止し、道路の適正な機能維持に努めている。また、地方行政では建物への駐車場設置に関し補助金を交付したり、遊休地の駐車場活用に対して税務上の優遇措置を施しているケースがある。

（建設部会）

テーマ47　バリアフリー対応型機械式立体駐車設備の設置促進に関する法整備について

要望事項　建築物に付随する駐車場のうち、法的に設置が義務付けられているバリアフリー用駐車スペースについて、その駐車スペースを機械式駐車設備で賄えるよう法整備を行っていただきたい。

また、高齢者やハンディキャップを持つ人々が安全に利用できるよう、日本のようにバリアフリー対応機械式駐車設備の規格や仕様を明確に定め、バリアフリー認定制度を制定していただきたい。

これまで平面駐車スペースに限られていたバリアフリー駐車スペースが、機械式駐車設備で賄えれば、限られた土地の有効活用につながると考える。

補充説明　日本でも、本格的な高齢社会の到来に備え、高齢者やハンディキャップ等を有する人々の自立と積極的な社会参加を促すため、不特定多数の人々が利用する建築物（特定建築物）において、高齢者やハンディキャップ等を有する人々が円滑に利用できるような整備を促進し、良質な建築物のストックの形成を図ることを目的にハートビル法が制定され、2001年3月には交通バリアフリー法が制定された。それに伴い機械式駐車設備のバリアフリー認定制度が2003年5月に制定され、法的に認められている。

（建設部会）